

兵 庫 県 地 域 防 災 計 画

(海 上 災 害 対 策 計 画)

平 成 15 年 修 正

兵 庫 県 防 災 会 議

兵庫県地域防災計画（海上災害対策計画）

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策計画及び資料編から構成される兵庫県地域防災計画のうち、海上災害対策計画を記載したものである。

目 次

第1編 総 則

第1節 計画の趣旨	1
第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	4
第3節 兵庫県周辺の海上交通の現状	9
第4節 対象災害の種類	12

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	15
第2章 活動・連携体制の整備	20
第3章 情報の収集・伝達体制の整備	21
第4章 海上交通の安全性の確保	23
第5章 災害応急対策への備えの充実	
第1節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	25
第2節 緊急輸送活動	26
第3節 重油等の流出物の防除活動	27
第4節 研修・訓練の実施	30

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針	31
第2章 災害応急活動体制の確立	
第1節 初動体制の確立	34
第2節 情報の収集・伝達	36
第3節 動員の実施	46
第4節 組織の設置	50
第5節 防災関係機関等との連携促進	
第1款 関係機関との連携	58
第2款 自衛隊への派遣要請	61

第3章 災害応急活動の実施

第1節 救助・救急、医療対策の実施	67
第2節 消火活動の実施	69
第3節 こころのケア対策の実施	71
第4節 交通・輸送対策の実施	
第1款 緊急輸送対策の実施	72
第2款 ヘリコプターの運航	74
第5節 重油等の防除対策	76
第6節 災害情報の提供	81
第7節 二次災害の防止対策	84

第4編 災害復旧計画

第1節 基本方針	85
第2節 住民生活等への対応	85
第3節 漁業・水産関係の復旧	85
第4節 海岸、港湾・漁港関係施設の復旧	85
第5節 環境対策	86
第6節 災害義援金の募集等	87

第5編 資料編

1 防災関係機関の連絡先	89
2 国の機関における海上防災の業務分担の概要	92
3 過去に起こった災害の事例	93
4 兵庫県における防災関係組織図	105
5 油防除資機材保有状況	106
6 県内港湾の状況	113
7 県内漁港の状況	114
8 兵庫県版レッドデータブック（海上災害に関係するもの）	116
9 油濁損害賠償補償制度の仕組み	119
10 海上災害対策計画専門委員会委員名簿	121
11 県地域防災計画の沿革（阪神・淡路大震災後）	122

第 1 編 總 則

第 1 節 計画の趣旨

1 計画の背景

平成 9 年 1 月 2 日、日本海で発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」沈没事故により、約 6,200kl の重油が流出し、日本海沿岸の広範囲にわたって漂流、漂着した。本県においても、但馬海岸に多量の重油が漂着し、重大な環境被害が生じたほか、漁業、観光等に多大の打撃を受けた。

このような事態に対し、多数の地域住民、ボランティア、海上保安本部職員、県・市町職員、自衛隊員等が、厳しい環境下で油防除対策に当たったが、このことを通じ、特に大規模な海上災害の際には、官民が協力した総合的な対策の必要性が認識されたところである。

また、事故原因の究明と再発防止対策の実施が強く望まれるほか、事故の影響が複数の府県に及ぶ場合の対応体制の整備も課題となった。

以上のようなナホトカ号事故の教訓を踏まえ、海上災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方を再点検し、国、県、市町その他の防災関係機関、更には関係団体や県民の役割を明確にするなど、相互の連携について基本的で実践的な指針となるよう、海上災害対策計画を作成することとする。

なお、この計画は、国の定める防災基本計画の海上災害対策編を基本に兵庫県地域防災計画の一編として策定する。

2 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、兵庫県の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年 12 月 17 日法律第 84 号、以下「石災法」という。）に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に係る災害対策のうち、特に海上災害に係る部分に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進と体制の整備を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 兵庫県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画

3 災害の範囲

この計画における「海上災害」とは、以下の場合を指し、この計画は海上災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適用する。

- (1) 兵庫県の沿岸部における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- (2) 重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、兵庫県に被害が及んだ場合

4 定義

(1) この計画における「沿岸市町」とは、以下の市町を指す。

瀬戸内海側

〔神戸県民局内〕 神戸市

〔阪神南県民局内〕 芦屋市、西宮市、尼崎市

〔東播磨県民局内〕 高砂市、加古川市、播磨町、明石市

〔中播磨県民局内〕 姫路市、家島町

〔西播磨県民局内〕 赤穂市、相生市、御津町

〔淡路県民局内〕 淡路町、東浦町、津名町、洲本市、南淡町、西淡町、五色町、一宮町、北淡町

日本海側

〔但馬県民局内〕 浜坂町、香住町、竹野町、豊岡市、城崎町^(注)

(注) 海に面していないが、港湾法に基づく港湾区域があるため

(2) 「沿岸の関係市町」は、「沿岸市町」に近隣市町を加えた市町を指す。

(3) 「沿岸海域」は、陸岸に近い海域を指す。

(4) 「油防除資機材」とは、油防除に必要な資機材の総称を指す。

(概ね以下のもの)

オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、油回収機、油処理剤、油吸着材、オイルマット、液体油ゲル化剤、粉末油ゲル化剤、網類、スコップ類、へら類、ひしゃく、バケツ、ドラム缶、ビニールシート、ゴム手袋、胴長靴、ビニール合羽、マスク等

5 計画の性格と役割

(1) この計画は、海上災害に関して、国、県、沿岸の関係市町その他の防災関係機関、更には関係団体や県民の役割と責任を明確にするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すものである。

(2) 特に沿岸の関係市町は、市町地域防災計画の内、海上災害対策に係る内容の修正等に当たっては、この計画を指針として行うこととし、この計画において沿岸の関係市町が定めることとした事項については、沿岸の関係市町でその細部を定めることとする。

(3) この計画における海上災害対策は以下の各段階に大別することができ、この計画においては、下記のうち主に県、沿岸市町が必要に応じて応急対策を行う部分として、ア～オ、では陸岸に近い海難を中心としてア～オ、ではウ、エに係る部分に重点を置き、被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等がとるべき対策について必要な事項を定めることとする。

また、のイに係る海上における重油等の防除手順については、国の各機関の防災業務計画、海上保安庁の排出油防除計画等に詳細な記述のあるところであるが、必要に応じ本計画においても関係事項に言及することとする。

海難による人命救助

ア 捜索活動

イ 救助・救急活動

ウ 医療活動

エ 消火活動

オ 緊急輸送活動

重油等流出事故

ア 海上における事故現場での対策

イ 重油等が流出した場合における海上での対策

ウ 流出した重油等が陸岸に漂着するのを防ぐための対策

エ 漂着した重油等の回収、運搬、処理に係る対策

(4) この計画は、海上災害に関する諸般の状況の変化に対応し、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。

(5) この計画に特別の定めがない事項については、自然災害に準じて対策を立てることとし、「風水害等対策計画」を準用する。

(6) この計画の推進に当たっては、石災法に基づく「兵庫県石油コンビナート等防災計画」と整合を図ることとする。

6 計画の構成

本計画は以下の5編で構成される。

第1編 総則	計画の趣旨、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
第2編 災害予防計画	基本方針 活動・連携体制の整備 情報の収集・伝達体制の整備 海上交通の安全性の確保 災害応急対策への備えの充実
第3編 災害応急対策計画	基本方針 迅速な災害応急活動体制の確立 災害応急活動の実施
第4編 災害復旧計画	基本方針、住民生活等への対応等
第5編 資料編	

第 2 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、沿岸の関係市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、海上災害に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

第 1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
近畿管区警察局		<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用 	
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型船舶の通信手段の普及 2 非常時の重要通信確保体制の整備 3 非常通信協議会の指導育成 	災害時における通信手段の確保	
近畿厚生局		災害時における医療救護	
近畿農政局			水産物の安定流通に関する情報収集・提供
近畿経済産業局		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者（商工業者）の業務の正常な運営の確保 	生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の実施
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること 2 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 3 港湾施設(直轄)の整備と防災管理 	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設(直轄)の応急対策の実施 2 災害時の道路交通規制及び道路交通の確保に関すること 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 4 油流出事故が発生した場合の油回収船の出動 5 被災港湾施設(直轄)の緊急対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
神戸運輸監理部	<ul style="list-style-type: none"> 1 船員労務官の監査・指導による船舶の安全な運航の確保 2 P S C (ポトステートコントロール)の実施の推進、強化及び整備 3 船舶の構造、設備等の安全基準による船舶検査の厳格な実施 4 危険物の船舶運送に関する厳格な検査の実施及び立入検査 	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認められる場合の輸送命令 	
神戸運輸監理部 (兵庫陸運部)		<ul style="list-style-type: none"> 1 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 2 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集 	
神戸海洋気象台	気象情報の収集・伝達体制の整備、施設の充実	二次災害防止のための予・警報等の情報発表	
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び流出油災害対策協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 緊急時連絡体制の確立 5 県水難救済会の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況の調査 3 関係機関等への事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査 	<ul style="list-style-type: none"> 1 海洋環境の汚染防止に関する事項 2 海上交通の確保に関する事項

第2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
陸上自衛隊第3師団 (第3特科連隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)		人命救助又は財産の保護 のための応急対策の実施	

第3 兵庫県

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
教育委員会			天然記念物や文化財の保護・保全
県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 捜索、救助、救急活動を実施するに当たっての船舶・航空機等の整備 2 緊急輸送活動を円滑に進めるための道路交通管理体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等 	
知事部局・企業庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 防災に関する組織体制の整備 4 防災施設・設備等の整備 5 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 6 防災に関する学習の実施 7 防災訓練の実施 8 防災に関する調査研究の実施 9 県所管施設の整備と防災管理 10 県水難救済会の事務運営 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務（人命救助、重油等回収など）の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 被災者の救援・救護活動等の実施 7 廃棄物・環境対策の実施 8 交通・輸送対策の実施 9 県所管施設の応急対応の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧

第4 沿岸の関係市町

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
沿岸の関係市町	沿岸の関係市町の地域にかかる災害予防の総合的推進	沿岸の関係市町の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	沿岸の関係市町の地域にかかる災害復旧の総合的推進

第5 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分	
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	災害情報の放送	被災放送施設の復旧
西日本旅客鉄道(株) (大阪支社 神戸支社 福知山支社)	鉄道施設の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道輸送	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株) (兵庫支店) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
日本通運(株) (各支店)		災害時における緊急陸上輸送	
KDDI(株) (神戸支店)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

第6 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
鉄道等輸送機関 (株)山陽電気鉄道 (株)阪急電鉄 (株)阪神電気鉄道 (株)神戸電鉄 (株)神戸高速鉄道 (株)六甲摩耶鉄道 神戸市都市整備公社	鉄道施設等の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道等輸送	被災鉄道施設等の復旧
道路輸送機関 (株)神姫バス (株)淡路交通 (株)全但バス (株)阪急バス (社)兵庫県トラック協会		災害時における緊急陸上輸送	
放送機関 (株)ラジオ関西 (株)サンテレビジョン (株)兵庫エフエムラジオ放送		災害情報の放送	
(社)兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的・身体的支援

第7 その他

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
海上災害防止センター	1 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有 2 海上防災訓練の実施 3 海上防災のための措置技術についての調査研究及び資機材の開発	海上保安庁長官の指示又は船舶所有者の委託による油防除措置の実施	県、市町等の災害復旧に当たっての助言等

第3節 兵庫県周辺の海上交通の現状

第1 趣旨

県周辺の海上交通の特徴を概観し、防災対策の参考とする。

第2 内容

1 瀬戸内海側（大阪湾・播磨灘海域）

(1) 概況

当海域の陸岸には、石油コンビナートを中心にわが国有数の工業地帯が連なっており、原油、重油をはじめとする多くの石油類が取り扱われている。

また、これらを大量に積載した大型タンカー等が友ヶ島水道、明石海峡及び鳴門海峡の狭水道を経て出入りしている。

更に、関西国際空港へはアクセス船等が就航している。

これらの狭水道においては、当海域内の各港に出入りする船舶のみならず、瀬戸内海の各港を目的地とする大小各種船舶が通航するため、船舶交通は輻輳し、かつ、多様化してきており、しかも、いずれも好漁場であるため操業漁船も多くみられ、衝突、乗揚等の海難（一般に航海に関する危険で、船舶が自力のみでは克服できない程度の危険等、航海に関する危険あるいは海上危険のうち、行政官庁に報告する必要があるものをいう。）が発生する蓋然性が高い海域となっている。

(2) 油保管施設の現状

当海域の陸岸には、容量500kℓ以上の油保管施設が108施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は、合計104事業所である。

兵庫県には、容量500kℓ以上の油保管施設が47施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は合計46事業所である。

また、尼崎、神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂の各地区が石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

(3) 係留施設の状況

当海域における総トン数150トン以上のタンカーが着棧する係留施設は、合計172施設ある。

そのうち、兵庫県内には尼崎西宮芦屋港に7、神戸港に11、東播磨港に15、姫路港に25施設、合計58施設ある。

(4) 海難の発生状況

当海域における最近3箇年の要救助海難発生隻数は、年間平均約198件である。

海難種類別では、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げ及び転覆が全体の約61%を占めている。船種別では次表のとおり。

一般船舶					漁船
旅客船	貨物船	タンカー	プジャーボート	その他	
2%	16%	5%	48%	12%	16%

(5) 海洋汚染の発生状況

当海域における近年の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に係わるものは少ない。

また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約90%を占め、次いで原因不明、破損によるものの順となっている。

(6) 海域の周辺環境

当海域は、兵庫県、和歌山県及び徳島県沿岸各所が瀬戸内海国立公園として指定されている。

また、兵庫県の須磨浦海浜公園のほか海水浴場が点在している。

大阪湾のほぼ中央部、播磨灘沿岸部、淡路島沿岸部等に秋期から春期にかけて、のり、わかめの養殖が盛んであり、定置網等も沿岸各所に設置されている。

大阪湾、播磨灘の陸岸はわが国有数の臨海工業地帯となっており、多くの事業所等が林立しているため相当数の海水取水口がある。

2 日本海側（山陰沿岸・若狭湾海域）

(1) 概況

当海域は、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県及び島根県の1府4県沖合の日本海西部海域で、その海岸線は景観に恵まれ、京都府、兵庫県及び鳥取県の一部海域は、山陰海岸国立公園に指定されている。

西部地区の境港及び東部地区の福井港は、石油配分企業がタンク多数を有し、各地区への石油配分の基地となっている。

また、当海域の主要航路は、九管区の猿山岬、八管区の経ヶ岬、隠岐海峡及び出雲日御碕、七管区の川尻岬をそれぞれ結ぶ線の沖合にあり、船舶交通は、経ヶ岬沖及び出雲日御碕沖に集中しているが、この海域は好漁場でもあって、漁船の操業が活発で、船舶交通が輻輳している。

(2) 油保管施設の状況

当海域の陸岸には、容量500kl以上の油保管施設が138施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は、合計31事業所である。本県の日本海側には石油コンビナート等特別防災区域に指定されている地区はない。

また、当海域には、福井地区に国家石油備蓄基地があり、364万kl施設容量の原油が備蓄されている。

(3) 係留施設の状況

当海域における総トン数150トン以上のタンカーが着積する係留施設は、合計44施設あり、うち兵庫県内には、香住漁港、柴山港、津居山港の3施設がある。

(4) 海難の発生状況

当海域における最近3ヶ年の要救助海難発生隻数は、年間90隻前後で、ほぼ横ばいの傾向を示している。

これを海難種類別にみると油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚及び転覆が全体の約半数を占めている。

(5) 海洋汚染の発生状況

当海域における最近3ヶ年間の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上油保管施設に係わるものは少ない。

また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等、器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約85%を占め、次いで海難によるものとなっている。

(6) 海域の周辺環境

当海域の海岸は、風光明媚な自然環境に恵まれている。

海岸の景観美を誇る竹野海岸等、観光地として有名な場所が数多くあるほか、透き通った海水と砂浜のきれいな海水浴場が各府県に多数点在している。

また、国立公園としては、京都府から鳥取県にかけて山陰海岸国立公園が指定されている。

- 〔参考文献〕 「大阪湾・播磨灘海域 排出油防除計画」 海上保安庁
「山陰沿岸・若狭湾海域 排出油防除計画」 海上保安庁

第4節 対象災害の種類

第1 趣旨

本計画の対象範囲とする災害類型を定める。

第2 内容

1 海難による人身事故

海難には、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷などがある。

これらの海難の発生により遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する場合がある。

このうち、人的被害が大きいケースは客船（定期客船、カーフェリー、連絡船等、主として旅客の運送に従事する船舶で、旅客定員が12人を超えるものをいう。）の場合で、その代表的な事故は次のとおりである。

(1) 衝突

船舶が、航行中又は停泊中の他の船舶と衝突又は接触し、いずれかの船舶に損傷を生じた場合をいう。原因別では、「見張り不十分」、「航法不遵守」、「信号不吹鳴」、「速力の選定不適切」等となっている。

場所別では、船舶の輻輳する瀬戸内海が最も多い。

(2) 衝突（単）

船舶が、岸壁、棧橋、灯浮標等の施設に衝突又は接触し、船舶又は船舶と施設の双方に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「操船不適切」、「操舵装置・航海計器の整備・取扱不良」等が原因となっている。

場所別では、瀬戸内海等が最も多い。

(3) 乗揚

船舶が、水面下の浅瀬、岩礁、沈船等に乗り揚げ又は底触し、喫水線下の船体に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「船位不確認」、「針路の選定・保持不良」、「水路調査不十分」等となっている。

場所別では、離島航路の多い南西諸島、九州北部及び西岸、瀬戸内海等の順となっている。

(4) 機関損傷

主機、補機が故障した場合、又は燃料、空気、電気等の各系統が損傷した場合をいう。

原因別では、「船体・機関設備の構造・材質・修理等不良」、「主機の整備・点検・取扱不良」等であり、前記2原因が大部分を占めている。

(5) その他

転覆、火災、爆発、浸水などがある。

2 重油等の流出事故

重油等（ここでは、石油類、ケミカル類、液化ガスの総称を指す。以下同じ。）の海洋流出事故による影響は、発生海域、時間の経過、油種、油量、海象などの多くの要素によって決まるが、その対策のために最も重要な油種等による対応方法及び経時変化を整理する。

(1) 石油類

A 重油

・漁船や小型内航船等で燃料として使用するので流出件数としては最も多い。

主な原因は、衝突・乗場である。

流出の規模は、通常小～中規模、防除日数は2～3日となることが多い。

流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。

- ・対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。

オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。

沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性のある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。

C重油

- ・大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。

C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。

沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。

- ・対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。

C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。

また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。

原油

- ・原油タンカーから、取扱ミス、衝突等の原因で漏洩事故が起こる。

流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。

非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。

原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。

- ・対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。

ガソリン

- ・ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。

また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。

- ・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を勧告するなど二次災害の発生の防止を図る。

やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。

(2) ケミカル類（有害液体物質）

- ・油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。

多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。

- ・対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。

(3) 液化ガス

- ・メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG (Liquefied Natural Gas) という。

また、LPG (Liquefied Petroleum Gas) とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。

- ・LNG又はLPGタンカーが衝突した場合、タンクに破口が生じ、大量流出が起こることが考えられる。

LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、引火・爆発性のガスとなるため、避難以外の対策はとりにくいので、第一義的に事故を未然に防ぐことが肝要である。

LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

- [参考文献] 「海上防災研修資料」 海上災害防止センター
「旅客船海難の実態」 海難審判庁

第 2 編 災害予防計画

第 1 章 基本方針

1 計画の目的

この計画は、海上災害が発生した場合を想定し、人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体等が取るべき予防対策について定める。

2 海上災害に関する基本的な考え方

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

更に、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

また、海難について、人命救助を必要とする場合、第五管区海上保安本部又は第八管区海上保安本部（以下「海上保安本部」という。）が船長の救助活動の援助を行う。

特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。（別表 1、2 参照）

また、重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等であるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、海上保安本部、海上災害防止センター等が防除に当たる。

また、一旦陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分の責任者は、船舶所有者であるが、船舶所有者の対応だけでは処理ができない場合には、生活環境の保全等のため自治体が対応せざるを得ない。（別表 3、4 参照）

平成 9 年 1 月に発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故では、流出した重油が大量で、被害が広範囲に及んだため、海上保安本部、県、沿岸市町、その他防災関係機関、住民、更にはボランティアが緊密な連携をとり対応に当たった。

このように、被害が相当程度大きく防災関係機関等の連携による対応が求められる海上災害に対しては、県域の防災関係機関の活動を調整する県が担うべき役割はますます大きくなっている。

また、近隣府県との広域連携も重要となっている。

別表 1 海難による人身事故における対応と責任者

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～14条	・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助

別表2 海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令

主 体	根 拠 法 令	任 務 等 の 内 容
海上保安庁	海上保安庁法第2条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町村長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町村長の責務
県警察本部	水難救護法第4条	救護の事務に関し市町村長を補助

海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

別表3 重油等の流出事故の防除義務者等について

海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

1 総括的な規定

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

2 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

(1) 大量の特定油が排出された場合

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
・ 船舶の船長又は管理施設の管理者 ・ 排出の原因となる行為をしたもの	海防法第39条第1項	排出された特定油の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義 海防法施行規則第29条：特定油……蒸発しにくい油（原油等） ・ 濃度及び量の基準 海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油 1 万cm³当たり10cm³以上 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量 		

(2) 有害液体物質、廃棄物等が排出された場合

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
海上保安庁長官	海防法第40条	海洋が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合においては、当該汚染の原因となった有害液体物質、廃棄物その他の物を排出したと認められる者に対し、除去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1)及び(2)の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

(3) 危険物が排出された場合

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
・ 船舶の船長又は管理施設の管理者 ・ 排出の原因となる行為をしたもの	海防法第42条の2第3項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第42条の5第1項	当該危険物による海上火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

別表4 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3号 第42条の36第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は海上災害防止センターに排出特定油の防除の措置を指示すること。
海上災害防止センター	海防法第42条の36 第1項～第2項	海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 (港湾局 地方整備局)	国土交通省設置法 第4条第15号,第103号 第31条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ・ 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法 第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第12条第2号 " 第6号 第34条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。) ・ 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法第4条 第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第2章 活動・連携体制の整備

[実施機関：企画管理部防災局、流出油災害対策協議会]

第1 趣旨

海上災害対策に係る平時からの防災関係機関との連携体制について定める。

第2 内容

1 職員の体制

県は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練等を通じ、周知徹底を図ることとする。

- (1) 参集基準
- (2) 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、ポケットベルを使った参集体制
- (3) 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法等の周知
- (4) 防災端末の使用方法の習熟

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 県は、災害発生時において協力を要請することが予想できる機関に対し、あらかじめ相互応援に関する協定を締結する等、平時から連携の強化に努めることとする。
- (2) 県及び沿岸市町を管轄する消防本部は、消防の応援について近隣市町間の協定の締結を推進する等、消防相互応援体制の整備に努めることとする。

3 広域的な連携体制

(1) 近隣府県との連携体制

県は、平時より近隣府県との相互応援体制の連携強化に努めることとする。

本県だけで災害に対応することが困難な場合は、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、応援を要請することとする。

災害が複数の府県にまたがる場合、あるいは近隣府県において災害が発生した場合、県は同協定等に基づき、相互応援に努めることとする。

各府県において保有する資機材の種類、数量、保管担当部署等について、平時から情報を交換し、非常時において有効に活用できるよう体制の整備に努めることとする。

(2) 流出油災害対策協議会における連携体制の充実

流出油災害対策協議会は、平時より県等会員間の連携を密にし、必要な資料交換や訓練実施などに努めることとする。

県をはじめ流出油災害対策協議会の会員は、会長から出動の要請があった場合、速やかに必要な対応がとれるよう体制を整備しておくこととする。

県と関係のある流出油災害対策協議会としては以下のものがある。

- 大阪湾流出油災害対策協議会
- 播磨灘流出油災害対策協議会
- 福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会
- 但馬沿岸流出油災害対策協議会

第3章 情報の収集・伝達体制の整備

[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部]

第1 趣旨

災害時の情報収集、伝達、分析体制の整備及び運用について定める。

第2 内容

県では、平時には住民との情報交換や市町との連携にも活用し、災害時には情報収集や被害予測を行い、迅速で的確な行政の意思決定、初動体制、復旧活動を支援する「フェニックス防災システム」を市町、消防本部、警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、県関係機関及び県庁に整備している。

このシステムにより、情報の収集・伝達・共有手段を多重に確保して緊急時に備え、平時より情報の収集・伝達体制、分析体制の整備を行うこととする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県は、緊急時の情報の収集・連絡体制を整備しておくこととし、以下の資料を備えておくこととする。

関係機関の名称、所在地、電話、ファックス番号等の一覧表

関係機関間における連絡経路

(2) 海上保安本部、県並びに県警察本部は、機動的な情報収集活動を行うため必要に応じ航空機、巡視船、車両などの情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進することとする。

(3) 海上保安本部、県、県警察本部及び沿岸市町は、流出重油等の状況を写真撮影し、フェニックス防災システムを通じて、それを迅速に電送することができるよう、デジタルカメラ、パソコン及び携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用及び訓練等を通じて習熟を図ることとする。

(4) 沿岸地域の県民局、沿岸の関係市町は、情報収集と、収集した情報を県にフェニックス防災システム等を通じ、逐次報告する体制を整えておくこととする。

(5) 県は関係機関、個人からの情報収集のための窓口を設置するとともに、受け取った情報を関係機関に伝達する体制を整えておくこととする。

(6) 肉眼では監視が困難な沿岸に流出重油等がある場合、また、重点的に継続的な監視を行う必要がある場合に備え、県は衛星車載局からの映像配信体制を確保するとともに、近畿地方整備局の地上画像装置（Ku-SAT）、日本郵政公社の短波海洋レーダーなど他機関所有で利用可能な高度情報処理機器をリストアップするとともに、出勤要請手続き等について確認しておくこととする。

(7) ここでの関係機関とは概ね以下の機関を指す。

国の機関（国の本省庁、指定地方行政機関）

自衛隊

県、県警察本部、県の地方機関

市町、消防機関

大学、研究機関

指定公共機関、指定地方公共機関、報道機関、その他関係企業

2 情報の分析整理

(1) 県、沿岸の関係市町は、防災関係の職員に対し、海上災害防止センターの研修会、県の「ひょうご防災カレッジ」などの各種セミナー、講演会への出席等を通じ、専門的な知識の習得に努めさせる。

また、専門的な知識を要する事項については外部の専門家を活用することとし、平時から必要な人材の把握に努めることとする。

(2) 専門的な知識を要する事項は、概ね以下のとおりとする。

県周辺における海上交通の現状と危険性に関すること。

重油等が流出した場合における、県沿岸への漂着可能性に関すること。

重油等が漂着した場合における、回収、運搬、処理の方法に関すること。

補償請求に関すること。

環境への影響に関すること。

(3) 県、沿岸の関係市町は、平時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めることとする。

また、国の機関によってこれらの情報がデータベース化、オンライン化、ネットワーク化された場合は、積極的にこれを活用することとする。

3 通信手段の確保

県は、災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意することとする。

(1) 非常通信体制の整備

(2) 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備

(3) 通信手段の定期的総点検、機器操作の習熟のための訓練・研修の実施

(4) 通信機器等の平時利用

(5) 平時からの電子メール、電子掲示板等の積極的活用

(6) 最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) フェニックス防災システムの活用

(2) 職員の専門的な知識の習得

(3) その他必要な事項

第4章 海上交通の安全性の確保

[実施機関：近畿総合通信局、近畿地方整備局、神戸運輸監理部、神戸海洋気象台、海上保安本部]

第1 趣旨

船舶の安全な運航の確保について定める。

第2 内容

1 海上交通の安全のための情報の充実

- (1) 神戸海洋気象台は、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、海況（海面水温、表層水温、海流）、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、船長等が必要な措置を迅速にとり得るよう、予報、警報等の情報を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めることとする。
また、海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど、気象、水象に関する知識の普及及び技術指導を行うとともに、港湾気象官により、入港している船舶を対象に気象測器の点検及び気象に関する技術指導を行うこととする。
- (2) 海上保安本部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路通報、航行警報、船舶気象通報等、海上交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図ることとする。

2 船舶の安全な運航の確保

- (1) 神戸運輸監理部は、発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、船員労務官による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図ることとする。
- (2) 神戸運輸監理部は、人的要因に係る海難事故防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）の実施を積極的に推進するとともに、P S C実施体制のさらなる強化、整備を進めることとする。
- (3) 海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図ることとする。
- (4) 近畿総合通信局は、小型船舶の通信手段の普及に努めるとともに、検査体制の充実を図るよう努めることとする。

3 船舶の安全性の確保

- (1) 神戸運輸監理部は、技術革新による輸送形態の多様化、諸設備の高度化への対応を始めとする安全基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処するため、研修等の実施により船舶検査体制の充実に努めることとする。
- (2) 神戸運輸監理部は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施することとする。

4 海上交通環境の整備

- (1) 近畿地方整備局及び港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性に努めることとする。

(2) 海上保安本部は、航路標識の整備に努めることとする。

第5章 災害応急対策への備えの充実

第1節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

[実施機関：県企画管理部防災局、健康生活部健康局、県警察本部、沿岸市町、沿岸市町の消防機関、海上保安本部]

第1 趣旨

県民等の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるために、防災関係機関が行う捜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する備えについて定める。

第2 内容

1 捜索活動への備え

- (1) 県及び沿岸市町は、捜索活動を支援するための船舶、ヘリコプター、救急車、照明車、無線通信設備（情報連絡手段）等の整備に努めることとする。
- (2) 海上保安本部及び県警察本部は、捜索活動を実施するための、船舶、ヘリコプター等の整備に努めることとする。

2 救助・救急、医療活動への備え

- (1) 県、沿岸市町及び医療関係機関は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めることとする。
- (2) 沿岸市町は、陸上に運ばれた負傷者が多人数に上る場合を想定し、各医療機関の所在地、連絡先、受入可能人数等をあらかじめ把握し、災害発生時に迅速な行動がとれるよう、平時から医療救護体制の整備に努めることとする。
- (3) 県は、被害が広域に及び、沿岸の関係市町ごとの対応が困難と予想される場合は、負傷者等患者の搬送及び受入れが円滑に行えるよう、災害拠点病院、県医師会、消防機関、その他関係機関と連絡を密にして、後方支援を行える体制を整備しておくこととする。

3 消火活動への備え

- (1) 海上保安本部及び沿岸市町の消防機関は、平時から相互にあるいは消防機関同士の連携を図り、消火活動の充実・強化に努めることとする。
- (2) 海上保安本部及び沿岸市町の消防機関は、消防艇等の消防用設備・資機材等の整備促進に努めることとする。
- (3) 沿岸市町は、海水、河川水等を消防水利として利用するための施設の整備を図ることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 救出・救助用資機材の整備
- (2) 医療救護体制の整備
- (3) 消防用設備・資機材等の整備
- (4) その他必要な事項

第 2 節 緊急輸送活動

[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部]

第 1 趣旨

災害発生時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送活動を実施するための体制の整備について定める。

第 2 内容

1 緊急輸送活動への備え

- (1) 海上保安本部は、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に、傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送を実施できるよう体制を整備することとする。
- (2) 沿岸の関係市町は、緊急輸送用の車両等の確保について、あらかじめ定めておくこととする。
- (3) 県は、沿岸の関係市町からの要望に応え緊急輸送用の車両等をあっせんできるよう、輸送機関との連携をあらかじめ図っておくこととする。
- (4) 県及び沿岸の関係市町は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。
- (5) 県警察本部は、沿岸の関係市町への緊急物資の輸送、あるいは負傷者等の移送に際しての、道路交通管理体制の整備に努めることとする。

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 緊急輸送用車両等の確保
- (2) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用
- (3) その他必要な事項

第3節 重油等の流出物の防除活動

[実施機関：県企画管理部防災局、健康生活部環境局、農林水産部農林水産局、県土整備部土木局、沿岸の関係市町、海上保安本部、海上災害防止センター、船舶所有者等]

第1 趣旨

重油等の流出に対する備えについて定める。

第2 内容

1 重油等の流出物への対応策の概要

重油等の流出物はその種類が非常に多く、危険性も多様で、性質もそれぞれ異なる。

重油等の流出事故の場合、その対策も性状や事故の規模等によって異なる。

また、物質ごとに取扱方法に精通した専門家が非常に限られており、かつ専門知識を有していない者が取り扱った場合に、二次災害等の可能性があることが最大の課題である。

さらに、物質によっては危険性が非常に高く初動を誤ると被害を拡大させる場合も考えられる。

したがって、事故発生の際には、速やかに物質名を特定し、学識者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等をはじめとする専門家の助言を得つつ、対策を決定する必要がある。

そのためには、日頃から海岸に接した重油等の貯蔵場所に関する情報、県内の港湾で荷役される重油等に関する情報、周辺海域を航行する船舶が運送する重油等に関する情報等を、責任者、連絡方法等を含めて蓄積・整理しておく必要がある。

また、事故の際の専門的知見の入手先（海上災害防止センター、財団法人日本海事検定協会、学識経験者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等）をあらかじめ確認しておくことが重要である。

さらに、事故発生について、発生場所（事業所、ターミナル、港内、港外の別）、物質の種類、事故の状況、流出量等を勘案した被害想定を行い、事故状況の把握、関係機関との情報交換、物質の特定、専門家への助言依頼、対処方法の決定、海上及び陸上からの監視体制、避難誘導、発火源の排除、周辺関係者への注意事項の周知、拡散・拡大防止、中和等の処理、回収作業等に関して関係機関はマニュアルを準備しておく必要がある。

2 国の機関の予防活動

(1) 海上保安本部は、関係機関による重油等の種類に応じた油防除資機材の保有状況を把握し、必要な資機材の整備を図ることとする。

(2) 海上保安本部は、石油事業者団体等関係機関に対し、必要な資機材を平時から保有、管理するよう指導することとする。

3 県の予防活動

(1) 県は、重油等が大量流出した場合に、沿岸市町が行う防除作業を支援することとし、必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握しておくとともに、緊急時の調達方法をあらかじめ定めておくこととする。また、兵庫県漁業協同組合連合会等と重油等が流出した場合の対応策について、予め協議しておくこととする。

(2) 県は、重油等が大量に流出した場合に備えて、予め重油等回収手順マニュアルを作成しておくこととする。

また、防除方法等に関する専門家のネットワークに努めるとともに、地域における専門家の育成・支援に努めることとする。

(3) 次の県管理港湾においては、防除資機材及び保管倉庫の整備に努めることとする。

姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港、赤穂港、津名港、湊港、津居山港

(4) 県は、国の機関が発表した重油等の浮流状況等の情報が、的確に沿岸の関係市町に伝わるよう、双方との連絡体制の整備に努めることとする。

4 市町の予防活動

沿岸市町（特に港湾管理者である市）は、重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて以下の体制整備に努めることとする。

- (1) 油防除資機材の保有、管理
- (2) 化学消火薬剤等消火機材の整備
- (3) 近隣市町の資機材の保有状況の把握
- (4) 市町間の応援体制の整備

5 その他の団体の予防活動

(1) 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により流出重油等防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な防除資機材を保有することとする。

(2) 船舶所有者及び石炭法に基づく特定事業者等は、防除措置を実施するために必要な資機材を保有・整備するとともに、災害発生時の応急対策につき平時から油濁防止緊急手引書を備え置くこととする。

6 環境保全対策

県及び沿岸の関係市町その他の防災関係機関は、重油等が大量流出し、沿岸及び陸岸の環境が汚染された場合に備えて、以下の体制整備に努めることとする。

- (1) 平時の環境状況の把握
- (2) 環境調査体制の整備

県は、有害物質の物性、毒性、無害化処理方法等の環境関連情報の収集、分析機器の整備等を図ることとする。

(3) 専門家等との連携

県は、環境影響調査の実施、また環境回復方策の策定のための助言を得るために、専門家をリストアップするとともに、必要な場合は「アドバイザー会議」を開催できるよう、専門家等と平時より連携を密にすることとする。

(4) 国等の実施する研修等への参加

県及び沿岸の関係市町等は機会をとらえて、国等の実施する環境調査技術習得のための研修等に積極的に関係職員を派遣することとする。

(5) 海鳥等動物救護体制の整備

県は、平時より県獣医師会、野鳥の会等の関係機関との連携を密にしておく。また、海鳥等動物救護のための手続きをあらかじめ定めておくこととする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 油防除資機材の備蓄・調達方法
- (2) 市町間の応援体制の整備
- (3) 研修等への職員の参加
- (4) その他必要な事項

第4節 研修・訓練の実施

[実施機関：県企画管理部防災局、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関職員等の災害対応能力の向上のための研修・訓練について定める。

第2 内容

1 防災訓練

- (1) 県、沿岸の関係市町、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加することとする。
- (2) 県、沿岸の関係市町は防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実践的なものとなるよう工夫することとする。
- (3) 各機関は訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこととする。

2 研修

- (1) 海上保安本部及び県は、海上災害防止に係る講習会を開催し、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めることとする。
- (2) 防災関係機関又は船舶所有者等は、各種研修会への職員の積極的な参加を図り、対応能力の向上に努めることとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 防災訓練及び研修の実施内容
- (2) 防災訓練及び研修への職員の参加促進
- (3) その他必要な事項

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 基本方針

1 計画の目的

この計画は、海上災害が発生した場合における人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体等が取るべき応急対策について定める。

2 各機関の応急対応の概要

(1) 海難による人身事故の場合

海上保安本部は、災害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、県等関係機関への情報連絡、人命の救助・救急活動、消火活動、海上交通の交通安全等を進める。

さらに避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止を行うこととする。

県は、県沿岸海域において海上災害が発生したときは、法令、兵庫県石油コンビナート等防災計画及び本地域防災計画等に基づき、海上保安本部等と連携をとり、必要な応急対応を速やかに実施するとともに、市町が処理する消火活動、負傷者等の救急医療活動を支援し、かつ、総合調整を行うこととする。

沿岸市町は、当該地域付近において海上災害が発生したときは、自ら救助・救急活動を実施するほか、海上保安本部等と連携して、消火活動、負傷者等の救急医療活動等を行うこととする。

(2) 重油等の流出事故の場合

海上保安本部は、当該船舶の船長等の措置が不十分あるいは不適切なため、重油等の防除に十分な効果が上がらない場合、自らの装備・資機材を用いて海上における救助、油回収に全力を挙げ、被害を最小限に止めるための措置を講じることとする。

海上保安本部は、重油等が流出し、陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、県にその旨連絡するとともに、海上での防除作業に支障のない範囲で、県、市町の行う陸岸における回収作業を支援することとする。

海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示または船舶所有者の委託を受けて、重油等の防除を行うこととする。

県は、海上災害が発生して重油等が流出し、県の沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶおそれがあるときは、法令、本計画等に基づき、海上保安本部や沿岸の関係市町等と連携を密にして、必要な応急対応を実施するとともに、沿岸の関係市町が処理する応急対策の実施を支援し、かつ、総合調整を行うこととする。

沿岸市町は、海難が発生して重油等が流出し、当該地域の陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令、市町地域防災計画等に定めるところに従って、海上保安本部や県等と連携をとり必要に応じ防除措置のための応急対策の実施に努めることとする。

3 応急対策の流れ

(1) 海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事 項	船 長 等	国	県	沿岸市町等
海難の発生	・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	・海上災害対策本部及び地方本部設置	・沿岸市町の災害対策本部の設置
捜索活動		・海上保安本部のヘリ等による捜索活動	・海上保安本部等と連携をとった県、県警ヘリ等による捜索活動	・沿岸海域を中心とする沿岸市町の捜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動	・海上保安本部等と連携した救助・救急のための県、県警ヘリの出動	・沿岸海域を中心とする沿岸市町の救助・救急活動
医療活動		・海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	・沿岸の関係市町からの要請による県立病院の救護班の派遣又は医療機関への救護班の派遣要請	・沿岸の関係市町は医師の確保を行い救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 ・沿岸の関係市町は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社兵庫県支部等の派遣を要請 ・要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動 （必要な場合に に応じて）		・海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣	・消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・沿岸市町による消火活動 ・沿岸市町は、必要に応じて、広域消防応援協定締結消防機関へ応援依頼 ・沿岸市町は、必要に応じて、県に対して県外の消防機関の派遣を要請
緊急輸送活動		・海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ・神戸運輸監理部は県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせん	・県警察本部は、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開 ・県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	・沿岸の関係市町は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置 （困難な場合には県に対して調達のあっせん依頼）

（注）その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等

(2) 重油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等
大規模な重油等の流出事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> 防除措置の実施 最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部から県等に情報連絡 海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導 防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 海上災害警戒本部設置の準備 防除関係者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、海上災害防止センターに指示、及び自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請 		<ul style="list-style-type: none"> 海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に、防除措置を実施
（陸岸に漂着する可能性がある）		<ul style="list-style-type: none"> ヘリによる航空監視 	<ul style="list-style-type: none"> 海上災害警戒本部及び地方本部設置 防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町の災害対策警戒本部設置 沿岸市町による防除資機材の調達
（陸岸に漂着可能性大）			<ul style="list-style-type: none"> 海上災害対策本部及び地方本部設置 県民局による陸岸のパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町災害対策本部設置 沿岸市町による陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部の沿岸海域における防除作業 	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 流出油災害対策協議会会員等による沿岸海域での防除作業
陸岸における回収作業		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部は、県等からの要請に基づき、海上での防除作業に支障をきたさない範囲で陸岸での防除作業を実施 知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与 	<ul style="list-style-type: none"> 回収方針策定 沿岸市町の回収作業計画の総合調整 災害救援専門ボランティアの派遣 ボランティアの紹介窓口設置 必要により、自衛隊への派遣要請 必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あつせん 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町による回収作業計画の策定 沿岸市町による回収作業 沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	（産業廃棄物の場合）船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		（産業廃棄物の場合）収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

第2章 災害応急活動体制の確立

第1節 初動体制の確立

[実施機関：県企画管理部防災局、県民局、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等]

第1 趣旨

県、市町その他の関係機関における海上災害発生時の活動体制について定める。

第2 内容

1 海上保安本部の活動体制

(1) 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した災害対応型巡視船の活用を図ることとする。

(2) 災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇及び航空機等の食糧、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保することとする。

(3) 事故船舶等から最寄りの事務所、警察署、消防署、県立香住漁業無線局などを通し得た情報又は緊急通報用電話番号「118番」等により得た情報について、県その他の防災関係機関に伝達する必要があるものについては、速やかに伝達することとする。

(P 45の「防災関係機関の連絡網」参照)

2 県・市町の活動体制

(1) 県の関係各課、関係県民局、沿岸の関係市町は、事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密に連絡を取り、重油等の流出などに注意を払うこととする。

(2) 沿岸の関係市町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を最寄りの県民局（連絡が取れない場合は防災企画課。以下、この章において同じ。）に連絡することとする。応援の必要性がある場合も同様とする。

(3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を県民局を通じ沿岸の関係市町に連絡することとする。

(4) 県は、防災関係機関との緊密な連携の確保に努めることとする。

(5) 関係県民局は、必要に応じて、広域的及び総合的対策を迅速に進めるため、沿岸の関係市町、漁業協同組合、観光協会、県機関等の地元関係団体及び海上保安本部その他必要と認められる機関により、連絡協議会を組織し、必要な事項を協議するとともに、その応急活動の円滑な実施を推進することとする。

(6) 県は、応急対策の活動状況、海上災害対策本部設置状況等を瀬戸内海側の事故にあつては第五管区海上保安本部に、日本海側の事故にあつては第八管区海上保安本部に連絡することとする。

(7) 県は、海上保安本部をはじめとする国の機関から受けた情報で、沿岸の関係市町、その他の関係機関に伝達する必要があるものについては、速やかに伝達することとする。

3 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等の活動体制

(1) 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は本計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、国、県の機関が実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要な措置を講ずることとする。

- (2) 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、必要に応じ自らも災害の拡大防止のために必要な措置を講じることとする。
- (3) 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとることとする。
- (4) 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に密接な情報交換を行うこととする。

4 広域的な応援体制

- (1) 県は、災害の規模から防除用資機材の調達を県内で対応しきれない場合等、近隣府県に応援を要請する必要が生じたときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、速やかに応援主管府県に対し応援を要請することとする。
- (2) 県は、災害が近隣府県において発生した場合は、同協定等に基づき、速やかに応援体制を整えることとする。
- (3) 県及び防災関係機関は、重油等の流出事故が発生した場合は、各海域において設置されている流出油災害対策協議会等と協力体制をとることとする。

特に、重油等の防除活動を実施する場合は、同協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に関係機関は積極的に参画することとする。

大阪湾：大阪湾流出油災害対策協議会

播磨灘：播磨灘流出油災害対策協議会

日本海：但馬沿岸流出油災害対策協議会

福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 県等への応援要請
- (2) 応援協定に基づく応援要請
- (3) 流出油災害対策協議会との連携
- (4) その他必要な事項

第2節 情報の収集・伝達

[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸市町、海上保安本部、特定公共機関等]

第1 趣旨

災害発生時における情報の収集・伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

1 災害情報の収集、報告等

(1) 実施機関

県、沿岸の関係市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下この節においては「災害情報」という。）を収集することとする。

その際、当該災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ沿岸の関係市町にあっては県、県にあっては内閣総理大臣（窓口：消防庁。以下この節において同じ。）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっては、迅速な情報の報告に努めることとする。

指定公共機関、指定行政機関は、災害情報を収集することとする。

その際、当該災害が、非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する必要がある大規模災害）であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に意を用いることとする。

(2) 報告基準

沿岸の関係市町は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

災害救助法の適用基準に合致する災害

災害対策本部を設置した災害

自らの市町内の被害は軽微であっても、県内市町及び隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

又は に定める災害になるおそれのある災害

県は、同様の基準により内閣総理大臣に災害情報を報告することとする。

(3) 報告系統

沿岸の関係市町は、県に災害情報を報告することとする。

県は、沿岸の関係市町から災害情報の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣に報告することとする。

なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

沿岸の関係市町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報を報告することとする。

ただし、その場合にも沿岸の関係市町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。

(4) 災害情報の伝達手段

災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。

沿岸の関係市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力することとする。

災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。

有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、孤立防止用衛星無線（家島、沼島）、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

(5) 関係機関との連携

県警察本部は、県災害対策本部及び自衛隊、海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

〔主な情報交換事項〕

ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況

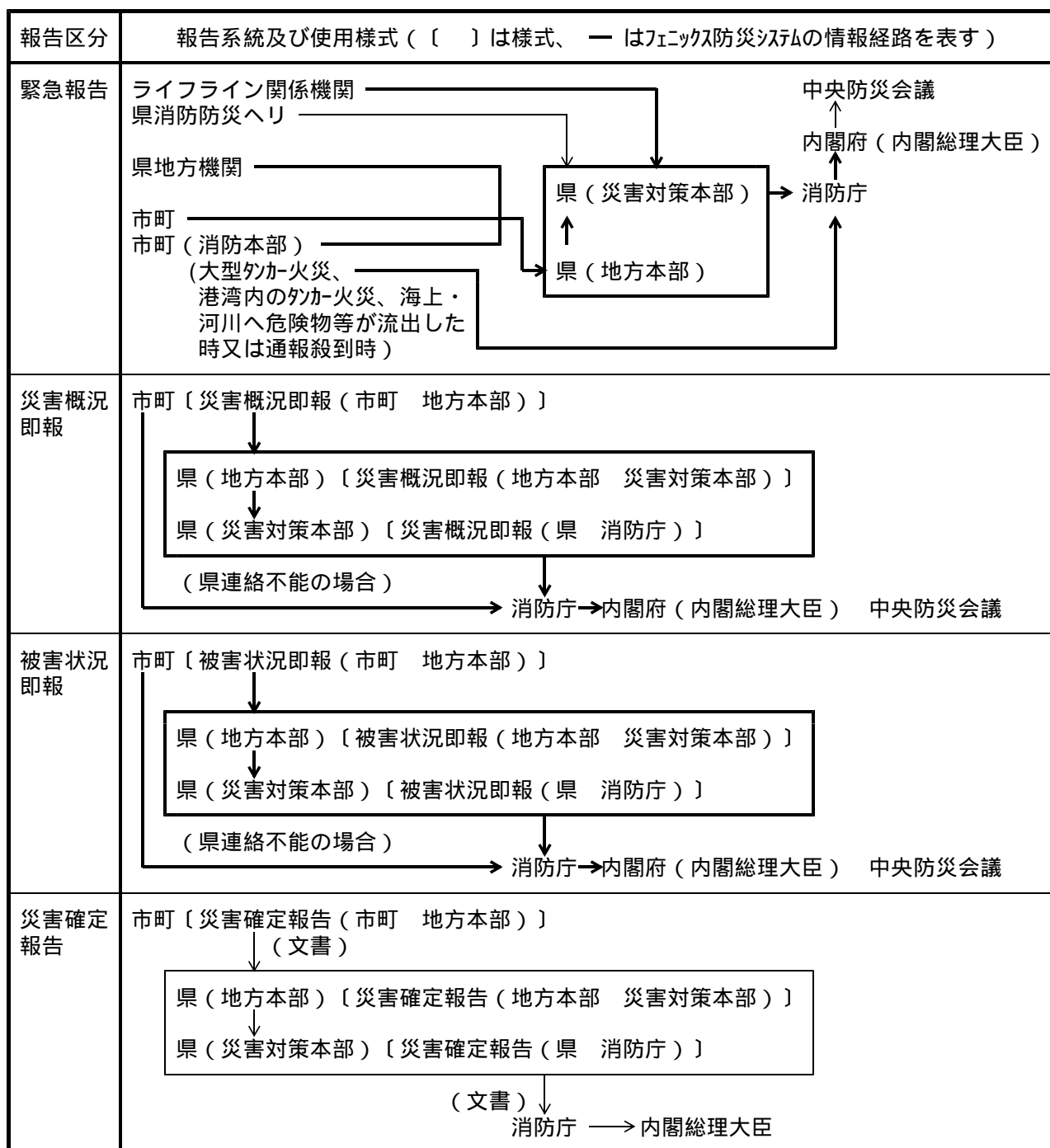
イ 交通機関の運航状況及び交通規制の状況

ウ 犯罪の防止に関しとった措置

海上保安本部は、海上における災害について情報を収集するとともに、県、県警察本部、各消防本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

(6) 報告内容

報告系統



- (注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
 2 市町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。
 3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。
 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。
- | | |
|----------------|----------------------------|
| （NTT回線） | 03 - 5253 - 7777 |
| | 03 - 5253 - 7553（FAX） |
| （消防防災無線） | 7780 |
| | 7789 |
| （地域衛星通信ネットワーク） | TN - 048 - 500 - 7780 |
| | TN - 048 - 500 - 7789（FAX） |

緊急報告

県は、災害発生後、直ちに以下の方法で災害の規模を把握し、内閣総理大臣に報告することとする。

ア 県は、大規模な被害が予想される場合には、直ちに県消防防災ヘリコプターによる調査活動を行うとともに、状況に応じ県警察本部、自衛隊、海上保安本部及び神戸市消防局に対し、航空機による調査活動を依頼することとする。

〔重点調査事項〕

(ア) 災害発生場所の状況

(イ) 海上及び沿岸部における被災状況

(ウ) 住民の動向、その他

イ 市町は、次の場合、第1報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

(ア) 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む）

(イ) 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

ウ 市町は、多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。

消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。

報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

エ 海上交通機関は、運行状況及び施設の被災状況について速やかに県に報告することとする。

災害概況即報

ア 市町は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。

至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

イ 県は、必要に応じ市町に職員を派遣し、市町の災害情報の収集に努めることとする。

その際、防災行政無線等の車載・携帯無線機により連絡手段の確保を図ることとする。

ウ 県は、災害概況即報をとりまとめ、内閣総理大臣に報告することとする。

被害状況即報

ア 市町は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告することとする。

イ 県は、原則として災害対策本部設置期間中毎日一回（午後5時現在のもの）被害状況即報をとりまとめ、内閣総理大臣に報告することとする。

ただし、内閣総理大臣が特にとりまとめ時間を指定した場合、及び内容が重要と判断される情報を入手したときは、この限りではないこととする。

災害確定報告

市町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

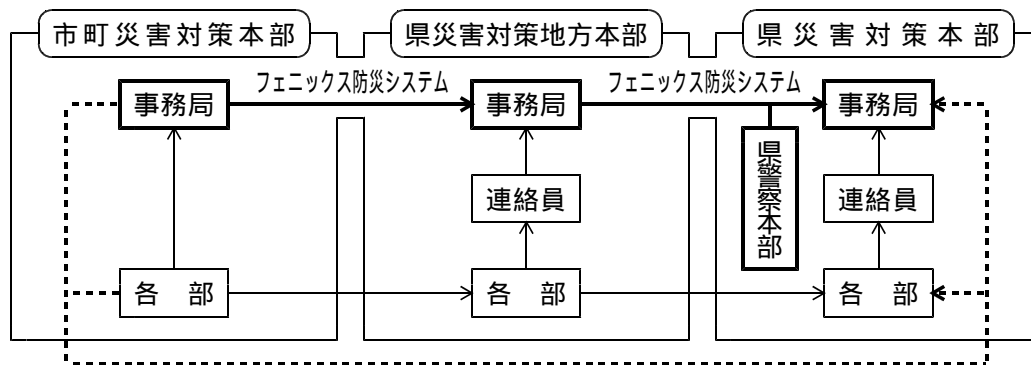
県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官に対して文書で報告することとする。

その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行うこととする。

(7) 県における災害情報の収集伝達

被害状況等の収集及び伝達系統は次のとおりとする。



- (注) 1 緊急を要する場合については ----- 線の伝達経路によることがある。
2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
3 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

県災害対策地方本部は、市町から被害情報を収集し、その結果を速やかに県災害対策本部長に報告することとする。

県災害対策本部及び地方本部は、必要があると認める場合は、災害現場若しくは市町災害対策本部、消防本部等に職員を派遣し、情報収集、連絡調整に当たらせることとする。

(8) 市町における災害状況等の収集伝達計画

市町における被害状況

市町における被害状況及び災害応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、それぞれ市町地域防災計画の定めるところによる。

市町の地域防災計画で次に掲げる事項を定めることとする。

- ア 災害情報の収集系統及び県、国等への報告系統
- イ 応急対策の指示伝達系統

ウ 緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制

エ その他必要な事項

各部等における調査事項及び調査（報告）系統

部	調査事項	調査（報告）系統
災害対策本部事務局	災害即報（被害の全般的な状況）	事務局 ← <ul style="list-style-type: none"> —— 各部・各所属 —— 地方本部事務局 ← 市町 —— 市町〔緊急を要する即報〕 —— 消防本部
	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等
農林水産部	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)振興事務所・但馬水産事務所 ← 市町
	漁港関係施設被害	総務課 ← 漁港課 ← <ul style="list-style-type: none"> —— 農林水産振興事務所・但馬水産事務所〔県管理〕 ← 市町〔市町管理〕
県土整備部	港湾関係施設被害	総務課 ← 港湾課 ← 土木事務所〔県管理〕 ← 市〔市管理〕
警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所

市町からの主な緊急対策支援要請

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部事務局	自衛隊派遣 ・各種支援要請	第3師団〔陸上・航空〕 ← 第3特科連隊〔陸上〕 ← 事務局 ← 阪神基地隊〔海上〕 ← 地方本部 ← 市町 各部総務課 ← 各主管課 ←
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←
	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエムラジオ放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← FMCO・CO・LO ←
	緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	報道要請	神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 ← 読売新聞 ← 毎日新聞 ← 産経新聞 ← 日本経済新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 時事通信社 ← 共同通信社 ← 日本工業新聞社 ←
	消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部
	へりの出動	神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←
	災害救援専門ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
健康生活部	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	
	医療関係者の派遣	
	患者受入医療機関のあつせん	
	ヘリによる患者搬送	
	船艇による患者搬送	

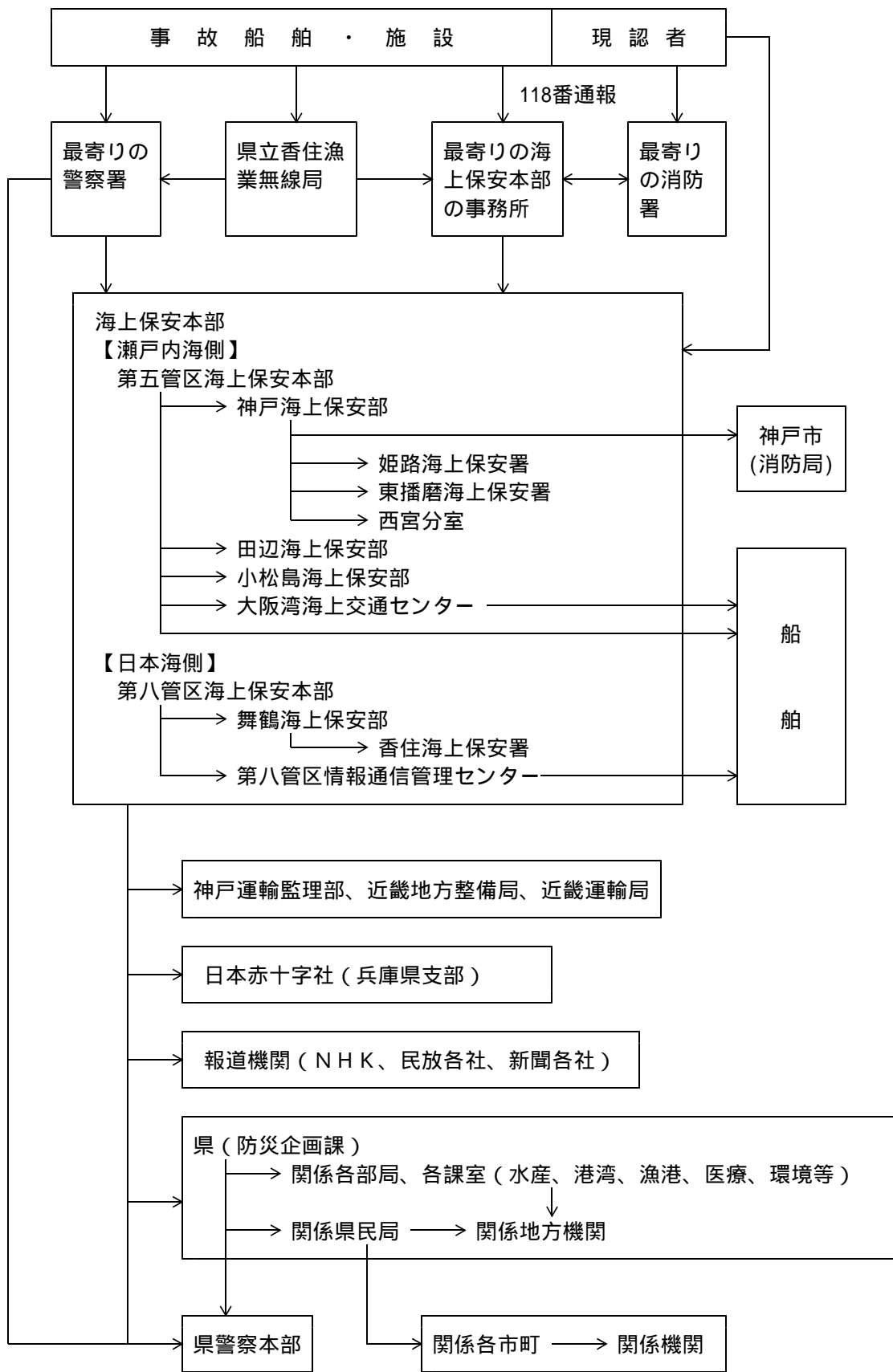
部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ←————— 市町
	交通誘導の実施	警備業協会 ←————— 警察本部
	他府県警察官の派遣要請	他府県公安委員会 ←—— 県公安委員会
	他府県警察へりの派遣要請	他府県公安委員会 ←—— 県公安委員会

- (注) 1 県民局において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。
2 各県民局内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局の実態に応じて別途定めることとする。

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害情報の収集・伝達系統
- (2) 応急対策の指示伝達系統
- (3) 緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制
- (4) 県・国等への災害情報の報告基準・報告内容・報告系統
- (5) 県等への応援要請系統
- (6) フェニックス防災システムの活用
- (7) 有線系・無線系通信手段の活用
- (8) その他必要な事項

別表 防災関係機関の連絡網



防災関係機関の連絡先については、資料編を参照

第3節 動員の実施

〔実施機関：県、沿岸市町、指定地方行政機関、指定公共機関等〕

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関における海上災害発生時等の職員の動員（参集・配備）体制について定める。

第2 内容

1 県の動員体制

(1) 本庁の動員体制

本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。

ただし、県災害対策本部の各部のうち、企業部については公営企業管理者が、病院部については病院事業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。

海上災害対策本部又は海上災害警戒本部が未設置で、県周辺海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において被害の発生の蓋然性が高い場合

災害の状況	配 備 体 制	
勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。
	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。
	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画課、消防課等のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。
	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。
	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。

海上災害警戒本部が設置されたとき

ア 海上災害警戒本部長（防災監）、副本部長（企画管理部長）、事務総長（企画管理部防災局長）、

事務局長（防災企画課長）、事務局次長（消防課長）、警戒本部員、防災企画課、消防課その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。

イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。

海上災害対策本部が設置されたとき

ア 海上災害対策本部員、本部連絡員、防災企画課・消防課その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定めた職員、災害待機宿舎入居者（勤務時間外のみ）は、直ちに配備につくこととする。

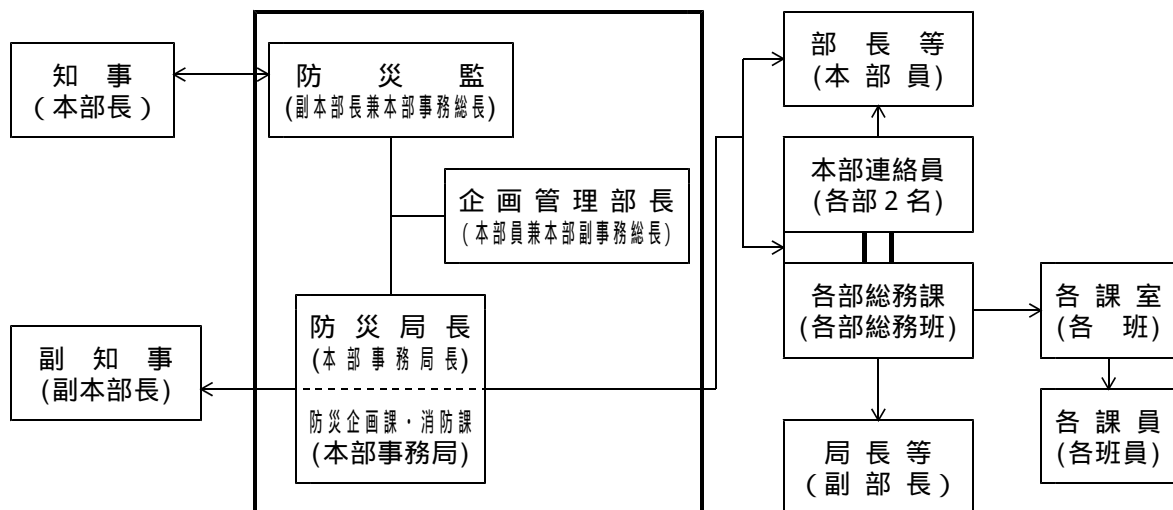
イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

配備は原則として、海上災害対策本部長（知事）が決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第 1 号 配備	県周辺の海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において小規模の被害が発生する可能性のある場合、あるいは発生した場合	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた少数（概ね 2 割以内）の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第 2 号 配備	県周辺の海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において中規模の被害が発生する可能性のある場合、あるいは発生した場合	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた概ね 5 割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制

ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各部別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、海上災害対策本部の各部長が決定することとする。

エ 配備は、次のとおり伝達することとする。



(2) 地方機関の動員体制

地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。

海上災害対策地方本部又は海上災害警戒地方本部が未設置で、当該地域の周辺海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸部において被害の発生の高蓋然性が高い場合

災害の状況	配 備 体 制	
勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
勤務時間外	県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員	直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	県民局その他の地方機関の長等	状況により、速やかに参集できる体制及び所属の職員に連絡できる体制を整えることとする。

海上災害警戒地方本部が設置されたとき

ア 海上災害警戒地方本部長（県民局長）、副本部長（県民局部長）、事務局長（企画管理部長等）、地方本部員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。

イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。

海上災害対策地方本部が設置されたとき

ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに配備につくこととする。

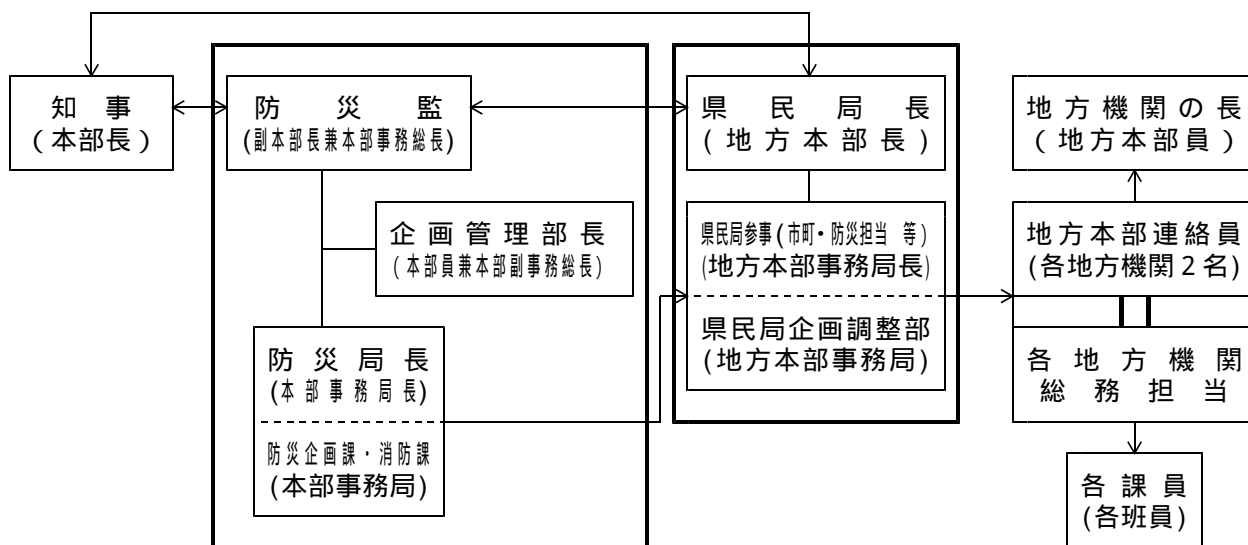
イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

配備は原則として、海上災害対策地方本部長（県民局長）が、海上災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号 配備	当該地域の周辺海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において小規模の被害が発生する可能性のある場合、あるいは発生した場合	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号 配備	当該地域の周辺海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において中規模の被害が発生する可能性のある場合、あるいは発生した場合	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制

ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各事務所班（地方機関）別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、海上災害対策地方本部の各事務所班（地方機関）の長が決定することとする。

エ 配備は、次のとおり伝達することとする。



(3) 配備の命令を受けた県職員の行動

原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくこととする。

勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における海上災害発生時等の動員体制については、各機関が定めるところによる。

3 その他の対策要員の指定

(1) 技術者等の動員

県、市町は、災害対策を実施するため、技術者が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図ることとする。

(2) 赤十字奉仕団等の動員

県、市町等は災害応急対策を実施するため、必要に応じて、赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織に協力を求め、災害対策要員の確保を図ることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 動員の内容

(2) 動員の基準

(3) 伝達方法

(4) 勤務時間外における動員

(5) その他必要な事項

第4節 組織の設置

[実施機関：各機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の海上災害発生時等の防災組織について定める。

第2 内容

1 県の組織

(1) 兵庫県海上災害警戒本部及び兵庫県海上災害警戒地方本部

名 称	兵庫県海上災害警戒本部	兵庫県海上災害警戒地方本部
設 置 者	防災監	各県民局長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨速やかに防災監に報告することとする。
本 部 長	防災監	各県民局長
設 置 場 所	災害対策センター	各県民局
設 置 基 準	海上災害対策本部が設置される前又は海上災害対策本部が設置されない場合において、海上災害の警戒に当たる必要があると認められるとき。	海上災害対策地方本部が設置される前又は海上災害対策地方本部が設置されない場合において、特に当該地域において海上災害の警戒に当たる必要があると認められるとき。
廃 止 基 準	1 警戒に当たる必要がなくなったと認められるとき。 2 海上災害対策本部が設置されたとき。	1 当該地域において警戒に当たる必要がなくなったと認められるとき。 2 海上災害対策地方本部が設置されたとき。
業 務	海上災害警戒本部は、海上災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る業務を重点的に行うこととする。	海上災害警戒地方本部は、海上災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る業務を重点的に行うこととする。
組 織 ・ 運 営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長の決定するところによる。

(2) 兵庫県海上災害対策本部及び兵庫県海上災害対策地方本部

組織の概要

名 称	兵庫県海上災害対策本部	兵庫県海上災害対策地方本部
設 置 者	知 事	海上災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長は、海上災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長は、緊急的に海上災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに海上災害対策本部長（知事）に報告することとする。
本 部 長	知 事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長
設 置 場 所	災害対策センター	各県民局
設 置 基 準	1 海難が発生し多数の死傷者が生じ、又は重油等が沿岸海域又は陸岸に漂着し多大な被害が生じた場合（各々のおそれがある場合を含む）において、その状況を勘案して災害応急措置を実施し、又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき。 2 その他不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき。	海上災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は応急対策に備える必要があると認められるとき。
廃 止 基 準	1 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。 2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、海上災害の発生するおそれが解消したと認められるとき。	1 当該地域における災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。 2 当該地域における災害応急対策に備えるために設置した場合で、海上災害の発生するおそれが解消したと認められるとき。
業 務	海上災害対策本部は、県の予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的に当たることとする。	海上災害対策地方本部は、当該地域における県の予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的に当たることとする。

組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長の決定するところによる。
その他	<p>1 海上災害対策本部の運営に当たっては、海上災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>2 海上災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	海上災害対策地方本部の運営に当たっては、海上災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

伝達方法

海上災害対策本部又は海上災害対策地方本部の設置その他の事項の伝達方法は、配備の伝達に準じることとする。

(3) 兵庫県海上災害現地対策本部

名称	兵庫県海上災害現地対策本部
設置者	知事
本部長	海上災害対策副本部長のうちから海上災害対策本部長が指名する。
設置場所	被災地を管轄する県民局等
設置基準	局地的かつ激甚な海上災害が発生するなど、災害の状況等により、特に被災地において、予防（被害の拡大防止）及び応急対策を実施するため必要と認められるとき。
廃止基準	現地における予防（被害の拡大防止）及び応急対策が概ね完了したと認められるとき。
業務	災害対策本部長が、海上災害現地対策本部長に委任した事務の実施
告示	海上災害現地対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。

その他	<p>1 海上災害現地対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。</p> <p>2 海上災害現地対策本部の組織については、災害の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>
-----	---

(4) 応援体制

被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局その他の地方機関は、海上災害対策本部の指示に基づき、海上災害対策本部又は他の海上災害対策地方本部に対する応援活動に当たることとする。

この場合、主な応援活動の内容は、次のとおりとする。

- ・被害情報、各種災害応急対策に係る情報の収集・伝達
- ・防災関係機関等の連絡調整
- ・職員の派遣
- ・災害対策要員の食料、水、物資等の供給 等

(5) 標識

腕章

海上災害対策本部、海上災害対策地方本部及び海上災害現地対策本部の本部長、副本部長、本部員等は、災害応急対策に係る業務に従事するときは、原則として腕章をつけることとする。

標旗等

災害応急対策に係る業務に使用する県の自動車には、原則として「兵庫県災害対策本部」の記載のある標旗又は横幕をつけることとする。

身分証明証

災害対策本部員、事務局職員等は、それを証する身分証明証を携帯することとする。

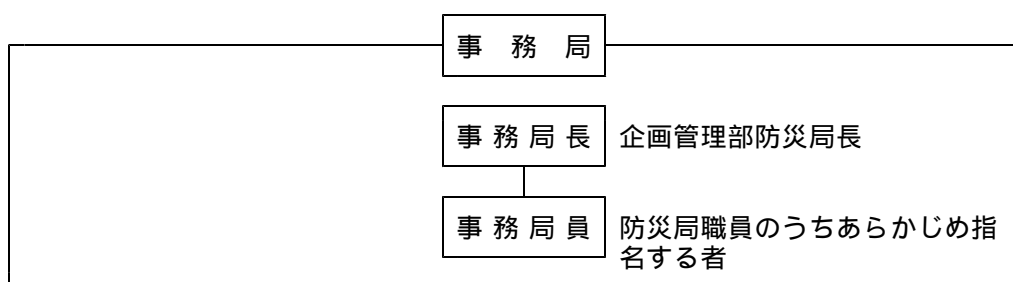
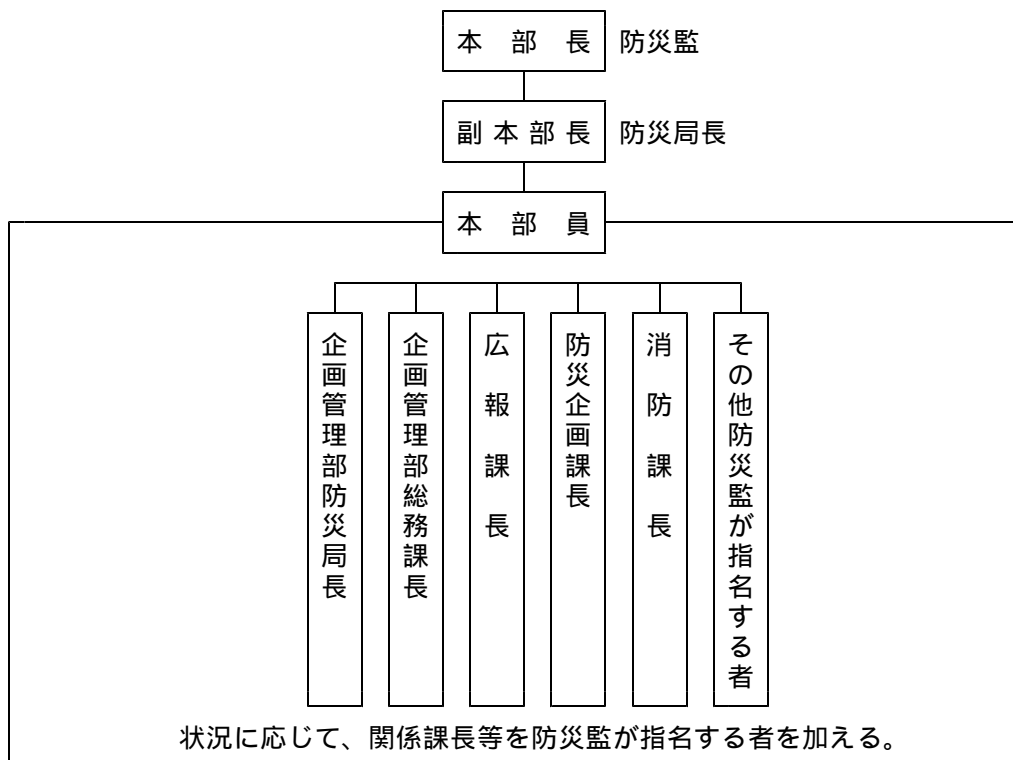
2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における海上災害発生時の防災組織については、関係省庁の防災業務計画等に基づき、各機関が定めるところによる。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町海上災害対策本部の設置基準
- (2) 市町海上災害対策本部の業務内容
- (3) 市町海上災害対策本部の組織、運営
- (4) 市町長に事故があるときの対応
- (5) その他必要な事項

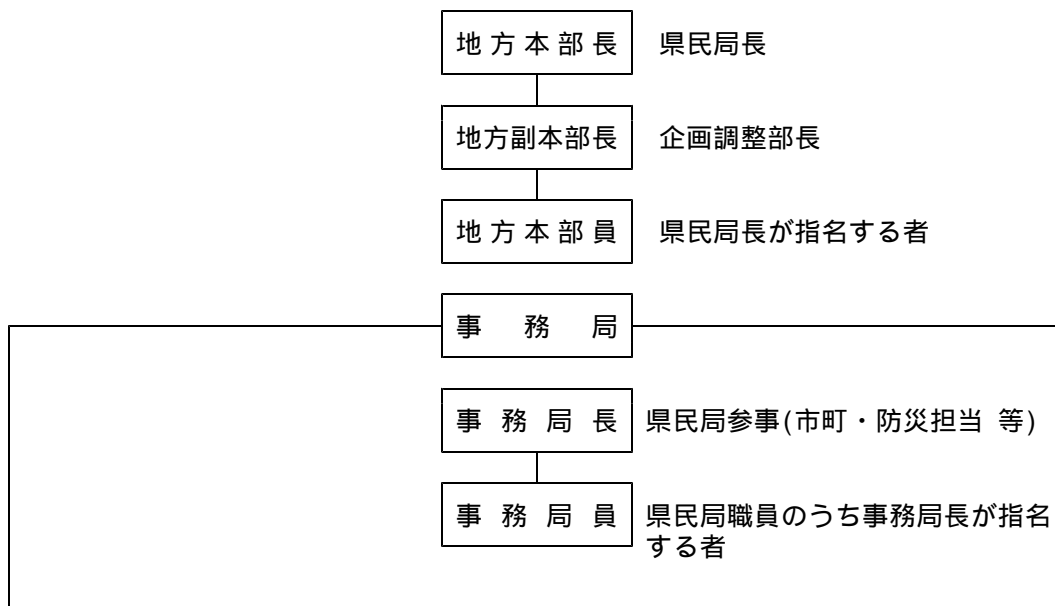
別図 第1 海上災害警戒本部組織図



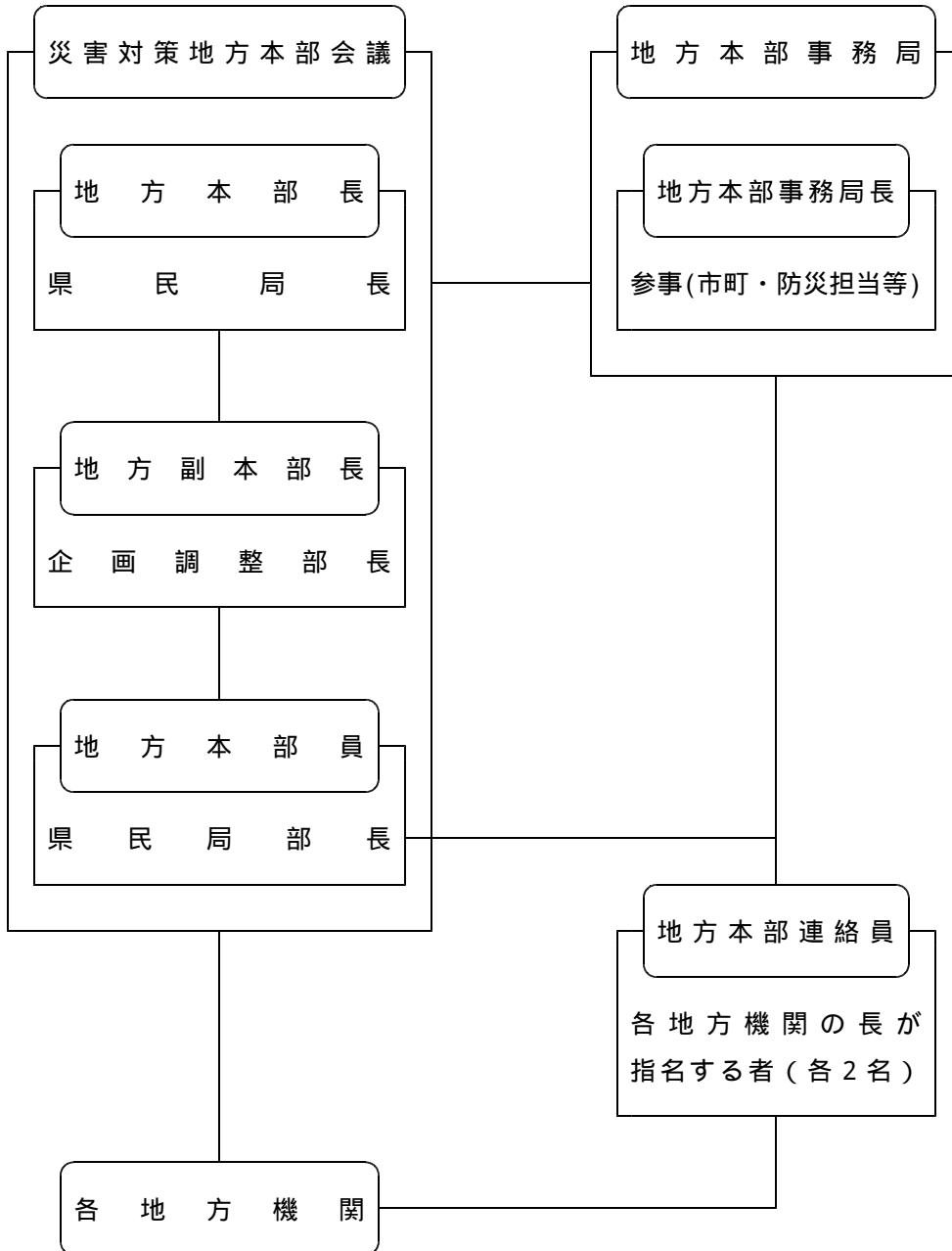
その他防災監が指名する警戒本部員の一般的な基準

基準	該当者
海難による人身事故が発生し、多数の者が遭難したとき。	医療課長、漁港課長、水産課長、港湾課長
重油等の流出事故が発生し、防除措置が必要なとき。	漁港課長、水産課長、港湾課長
重油等の流出により、環境が汚染されるおそれがあるとき。	環境政策課長、自然環境保全課長、環境整備課長、大気課長、水質課長、水産課長

別図 第2 海上災害警戒地方本部組織図



別図 第4 海上災害対策地方本部組織図



第5節 防災関係機関等との連携促進

第1款 関係機関との連携

[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸市町、消防機関、海上保安本部]

第1 趣旨

災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

第2 内容

1 県の措置

(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定により、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対して、応急対策の実施を要請することとする。

援助を必要とする理由

援助を必要とする人員、装備、資機材等

援助を必要とする場所

県内経路

期間その他必要な事項

なお、長期にわたる職員の派遣の要請及び内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第29条、第30条の規定による。

(2) 他の都道府県に対する応援要請

近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請

隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請（岡山県、鳥取県）

全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請

その他の応援要請

(3) 市町に対する応援

市町長からの応援要請に対する協力（災害対策基本法第68条）

知事は、市町長から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な協力を行うこととする。

市町間の応援に対する指示（災害対策基本法第72条）

知事は、特に必要があると認めるときは、市町長に対し、他の市町長を応援すべきことを指示することができることとする。

市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）

ア 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第5項～7項）

イ 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

(4) 業界、民間団体等に対する応援協力の要請

県は、応急対策の実施に係る協定等に基づき、応援協力を要請することとする。

2 県公安委員会の措置

(1) 大規模事故災害発生時における他の都道府県警察への援助要求

県公安委員会が他の都道府県公安委員会に対し援助の要求を行うこととする。

(2) (1)の要請に基づく他の都道府県の警察官は、県公安委員会の管理の下にその職務を行うこととする。

3 消防本部の措置

(1) 大規模事故災害時における広域消防応援体制

兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援

非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第24条の2）

知事は、非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、災害防禦の措置に関し、必要な指示をすることができることとする。

消防庁長官への応援要請（消防組織法第24条の3）

知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊(特殊災害部隊等)、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づくヘリコプターの応援を要請することとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができることとする。

緊急消防援助隊応援要請先

回線別		区分	
		平日（9:30～17:45） 消防庁震災等応急室	左記以外 消防庁宿直室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通信	電 話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
ネットワーク	F A X	TN-048-500-7537	TN-048-500-7553

（注）TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(2) 関係機関との連携

消防及び警察の相互協力（消防組織法第24条）

消防及び警察は、県民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力することとする。

消防及び自衛隊の相互協力（大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定）

ア 連絡調整責任者

消防側 県防災監、神戸市消防局長

自衛隊側 第3特科連隊長

イ 情報交換内容

- ・ 大規模事故災害の状況に係る情報
- ・ 救援活動の態勢に係る情報
- ・ その他消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報

消防及び海上保安本部の相互協力

港湾所在市町の消防機関及び海上保安本部は、事故情報の相互通報、責任範囲等を内容とする船舶火災に関する業務協定に基づき、相互の協力によりの確な消火活動を実施することとする。

4 市町の措置

(1) 知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）

(2) 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条～第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

5 関係機関の連携強化

県は、海上災害発生時に、県警察本部、関係市町、消防機関、自衛隊、海上保安本部の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場として連絡調整協議会を設けるなど、災害情報の共有化を促進し、災害応急活動の円滑な実施を推進することとする。

また、県は、フェニックス防災システムの効果的活用を図ることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 知事等に対する応援要請

(2) 他の市町長に対する応援要請

(3) 応援協定に基づく応援要請

(4) その他必要な事項

第5節 防災関係機関等との連携促進

第2款 自衛隊への派遣要請

[実施機関：県企画管理部防災局、沿岸の関係市町、県警察本部、海上保安本部]

第1 趣旨

災害時に人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

第2 内容

1 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）

(1) 災害派遣要請の方法

市町長 知事 自衛隊

ア 沿岸の関係市町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

- ・要請責任者の職氏名
- ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・派遣地への最適経路
- ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

自衛隊法施行令の改正(平成7年10月25日公布・施行等)により、派遣要請の際に明らかにする事項として「派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数」は削除され、当該事項を明らかにできる場合においては、その他参考となるべき事項の一つとして示すことは差し支えないとされた。

イ 知事は、県内全域の状況等を検討の上、自衛隊の災害派遣の必要があると認める場合には、直ちに自衛隊に要請することとする。

その場合、管轄の海上保安本部に事前に連絡をすることとする。

ウ 知事は、自衛隊の派遣要請を行った場合は、その旨を警察本部長に通報することとする。

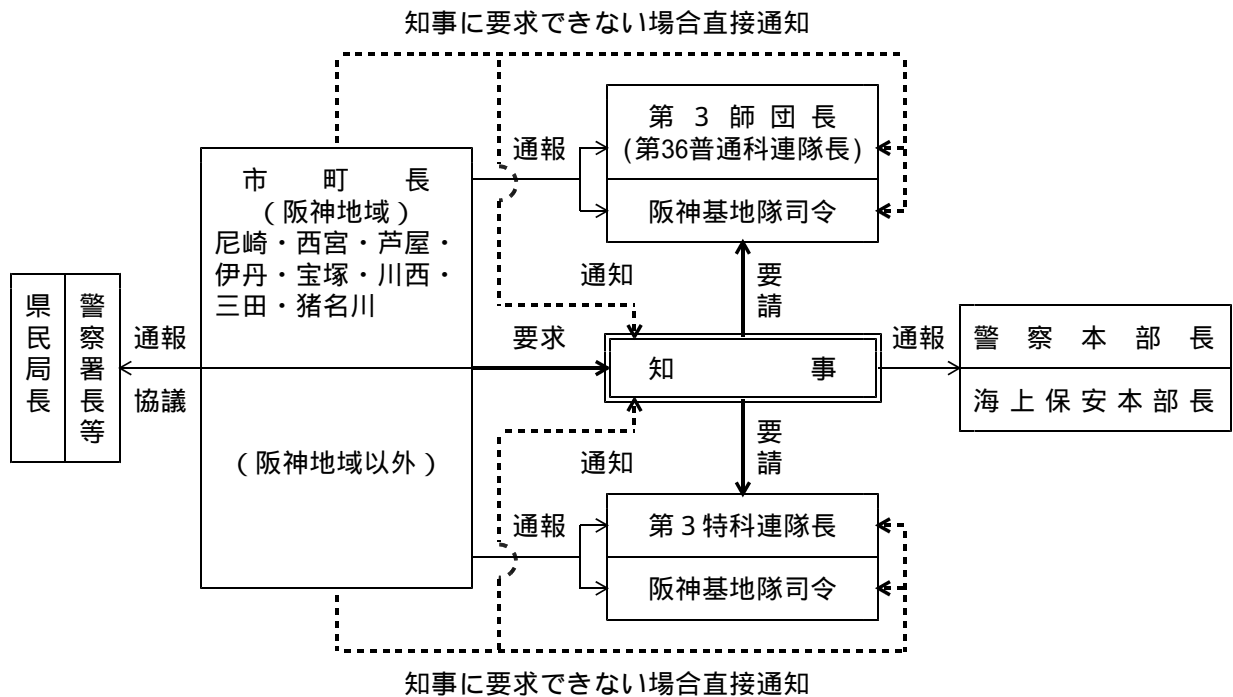
エ 沿岸の関係市町長は、通信の途絶等により、知事に対して前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができることとする。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。

オ 沿岸の関係市町長は、前記エの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

カ 知事は、事態の推移に応じ自衛隊の派遣を要請する必要があると決定した場合には、直ちにその旨を要求のあった市町に連絡することとする。

派遣及び撤収要請手続経路



知事 自衛隊

知事は、災害に際し、自ら災害応急対策を実施する場合等で、自衛隊の災害派遣を必要とする時は、自衛隊に災害派遣の要請をすることとする。

(2) 要請先等

要請先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊	阪神地域への派遣……第3師団長 上記以外の地域への派遣……第3特科連隊長	伊丹市広畑1の1 姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	

(注) 阪神地域とは7市1町(尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、三田の各市及び猪名川町)を指す。

連絡先

区 分		電 話 番 号	
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911 ~ 9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 防災企画課 (防災第2係)	(078)362-9833 FAX (078)362-9911 ~ 9912	(078)362-9900 FAX (078)362-9911 ~ 9912
自 衛 隊	第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021 内線 424,333 FAX 233	(072)781-0021 内線 301 (司令部当直) FAX 233
	第3特科連隊 (第3科)	(0792)22-4001 内線 235,238 FAX 239	(0792)22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398
	第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001 内線 4031,4032 FAX 4034	(072)782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034
	阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001 内線 230 FAX 239	(078)441-1001 内線 230 (当直幹部) FAX 389

注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

(3) 任務分担

県 (海上災害対策本部)

現場責任者を現地に派遣し、現地 (市町等) と自衛隊間の折衝及び調整を行うこととする。

県警察本部 (海上災害対策本部警察部)

「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力を行うこととする。

派遣を要請した沿岸の市町又は機関

ア 作業実施期間中の現場責任者の指定

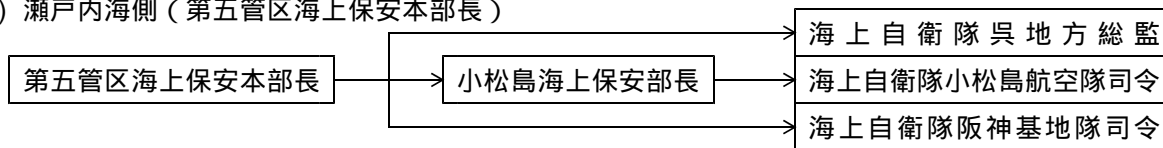
イ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)

ウ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

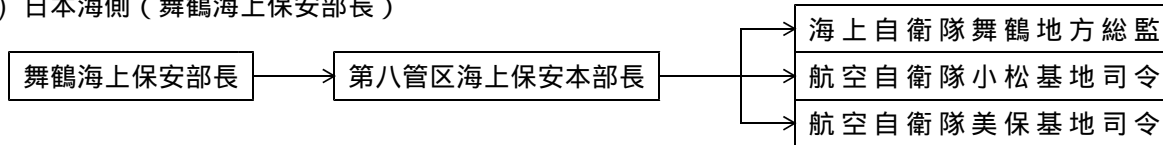
2 管区海上保安本部長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。

(1) 瀬戸内海側（第五管区海上保安本部長）



(2) 日本海側（舞鶴海上保安部長）



3 撤収要請

知事又は管区海上保安本部長（以下「知事等」という。）は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。

知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた沿岸の関係市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。

4 情報連絡体制

(1) 知事は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要と認めるときは、適時各種情報を関係部隊の長へ連絡することとする。

(2) 知事は、災害に際し、陸上自衛隊第3特科連隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令に対し、連絡班の派遣を依頼するとともに、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた指定部隊等の長と密接に連絡調整することとする。

(3) 県、その他の防災関係機関は、災害に際し、陸上自衛隊第3特科連隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令から、連絡班の派遣を受けることとする。

5 自衛隊の基本方針

(1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事等の要請により部隊等を派遣することとする。

(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとることとする。

自主派遣の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 海難を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努めることとする。

指定部隊等の長

中部方面總監、第3師団長、第3特科連隊長、呉・舞鶴地方總監、阪神基地隊司令、徳島教育航空群司令、小松島航空隊司令、小松・美保基地司令

(3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

6 活動内容

(1) 被害状況の把握

航空機、船舶等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

(4) 消火活動

海上における船舶等の消火活動、あるいは海域に近い陸岸で災害が発生した場合の消火活動

(5) 水路の啓開

海上において事故船舶等により水路が遮断された場合の障害物の除去

(6) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

(7) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(8) 炊飯及び給水

炊飯及び給水の支援

(9) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(10) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(11) その他

その他臨機の必要（重油等の流出油の回収及び搬出を含む。）に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

平成9年に発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故に際しては、足場が悪く、回収困難な岩場における漂着油の回収及び搬出を要するため、知事から自衛隊に対し派遣要請を行った。

7 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (5) 島岐に係る輸送費等

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 派遣要請要領
- (2) 任務分担
- (3) その他必要な事項

第3章 災害応急活動の実施

第1節 救助・救急、医療対策の実施

[実施機関：県企画管理部防災局、健康生活部健康局、県警察本部、沿岸の関係市町、消防機関、海上保安本部、県水難救済会、県医師会、日本赤十字社兵庫県支部、医療機関等]

第1 趣旨

海難による人身事故のため、生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

第2 内容

1 捜索活動

捜索活動の必要性が生じた場合、県、県警察本部は、海上保安本部とともに船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施することとする。

2 救助・救急活動

(1) 船長の措置

事故が発生した船舶の船長は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に対し、可能な限り協力することとする。

(2) 県及び沿岸市町の措置

県、沿岸市町は、救助・救急活動を実施するほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各関係機関、非常災害対策本部、現地対策本部等に応援を要請することとする。

(3) 兵庫県水難救済会の措置

兵庫県水難救済会に所属する救難所員は、救難所長の指揮を受け、遭難した者又は遭難船の救助に当たることとする。

ただし、遭難者又は遭難船を現認した場合等、救難所長の指揮を待ついとまのないときは、直ちに救助に当たることとする。

(4) 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行することとする。

県、沿岸市町は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うこととする。

3 医療活動

(1) 沿岸の関係市町の責務

沿岸の関係市町は、負傷者等への医療、救護措置を迅速かつ的確に実施するため、医師を確保して救護班を編成し、派遣するとともに、消防機関に要請して迅速に患者搬送を行うこととする。

沿岸の関係市町は、災害の規模等を勘案のうえ、必要と認めるときは、県に対し、救護班の派遣を要請することとする。

沿岸の関係市町は、備蓄又は医薬品卸協同組合とあらかじめ締結した協定等により医薬品を確保するとともに、県民局・健康福祉事務所（保健所）、消防機関、地元医師会、その他関係機関との情報連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努めることとする。

(2) 県の責務

県は、沿岸の関係市町長からの要請を受けたとき、又は災害の規模等を勘案のうえ必要と認めるときは、関係機関に対し、次の要請を行うこととする。

ア 災害拠点病院、日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院及び私的医療機関に対する救護班の編成・派遣及び負傷者等患者の受入れ

イ 兵庫県赤十字血液センターに対する血液の安定供給

ウ 厚生労働省、兵庫県薬事協会、兵庫県医薬品卸協同組合等に対する医薬品の確保

エ 防災関係機関が保有する車両、船艇、航空機（ヘリ）等による患者及び医薬品の搬送

オ その他必要と認める事項

県は、災害拠点病院その他関係機関と情報連絡を密にして、医療救護活動の円滑化に努めることとする。

(3) 災害拠点病院その他の医療機関の責務

災害拠点病院その他医療機関は、県から派遣要請を受けたときは、あらかじめ定める編成により救護班を現地に派遣して医療救護活動を行うとともに、患者の受入体制の準備を行うこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 救助・救急活動に必要な資機材の保有・調達

(3) 医薬品の確保

(4) 救護班の編成

(5) その他必要な事項

第2節 消火活動の実施

[実施機関：県企画管理部防災局、消防機関、海上保安本部、船長、事業所の防火管理者]

第1 趣旨

海難により船舶又は臨海部において火災が発生した場合の消火活動について定める。

第2 内容

1 船舶火災等における消火活動

(1) 船長等

火災を発生させた船舶の船長又は事業所の防火管理者は、速やかにその旨を最寄りの海上保安本部の事務所、消防機関に通報するとともに、自らも迅速に消火活動を行うこととする。

(2) 海上保安本部

通報を受けた、又は火災を覚知した海上保安本部は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じて沿岸市町の消防機関等に協力を要請することとする。

危険物が流出した場合は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて延焼の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行うこととする。

(3) 沿岸市町の消防機関

沿岸市町の消防機関は、船舶等の火災につき、消防艇をはじめとする海上災害用消防資機材を活用して、消火活動を行うこととする。

船舶火災に関する消火活動については、海上保安本部と十分に連携をとることとする。また、臨海部の火災についても、必要に応じ、海上保安本部に協力を要請することとする。

2 ヘリコプターによる情報収集

県は、海難による大規模な船舶火災等が発生した場合は、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動を実施することとする。

3 応援の要請

(1) 消防相互応援協定の運用

沿岸市町の消防機関は、他の消防機関の応援を必要とする場合は、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定に基づき、同協定締結消防機関に応援を要請することとする。

発災地以外の市町の消防機関は、応援協定に基づく応援の要請があったときは、迅速かつ円滑な応援出動を行うこととする。

(2) 知事の応援指示権の発動

県は、一市町の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第24条の2に基づく非常事態の際の知事の指示権により、他の市町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。

(3) 他都道府県への応援要請

県は、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県知事に対し応援を要請することとする。

なお、消防庁長官は、県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道

府県知事に求めることができることとする。

(4) 緊急消防援助隊の出動

消防庁長官は、都道府県内の消防力をもってしては対処できない程度の大規模災害が発生した場合には、被災地の消防の応援のため緊急消防援助隊の派遣を求めることができることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 船舶火災における消火活動の連携

(2) 消防相互応援協定の運用

(3) その他必要な事項

第3節 こころのケア対策の実施

[実施機関：県健康生活部福祉局、県教育委員会事務局、市町、船舶所有者等]

第1 趣旨

海難による人身事故の発生時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する対応方法について定める。

第2 内容

1 被災者等のこころのケア対策

(1) 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、保健師等による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じて精神科医・臨床心理士などの専門家の受診等の治療的関与を支援するとともに、大規模な事故の場合はホットラインの設置等相談窓口を設置することとする。

また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行うこととする。

(2) 県（教育委員会）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施することとする。

スクールカウンセラーによるカウンセリング

電話相談等の実施

教育相談センター、こどもセンター、健康福祉事務所・保健所、こころのケア研究所、精神保健福祉センター等の専門機関との連携

2 船舶所有者等によるこころのケア対策

船舶所有者等は、乗客、乗組員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策に最大限努力することとする。

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救援機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事する者のメンタルヘルスを維持、回復するため、職場環境に配慮を行うこととする。

災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、精神科医等の協力を得て、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 被災者等のこころのケア

(2) 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

(3) その他必要な事項

第4節 交通・輸送対策の実施

第1款 緊急輸送対策の実施

[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸の関係市町、神戸運輸監理部、海上保安本部、自衛隊、交通関係機関]

第1 趣旨

災害時の陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

第2 内容

1 緊急輸送活動の基本方針

傷病者・医師・避難者等又は救援物資等の緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して行うこととする。

なお、必要に応じ、陸上交通網、輸送効率等を比較考慮して、海上輸送による代替・緊急輸送も検討することとする。

2 交通の規制・緊急輸送活動の支援

(1) 海上保安本部

海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止することとする。

(2) 県警察本部

県警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握することとする。

県公安委員会は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、緊急交通路を指定し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うこととする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業協会との間に締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、同協会に対して交通誘導の実施を要請することとする。

(3) 県及び市町

県、沿岸の関係市町等は、必要に応じてヘリコプターの臨時離着陸場及び緊急物資の搬入・搬出等に係る人員の確保を行うこととする。

沿岸の関係市町は、被害の状況に応じて車両等の確保、配備を行い、確保が困難な場合は県に調達あっせんを依頼することができる。

県は、あっせん依頼があったときはこれに応じるとともに必要に応じて輸送機関に協力を要請することとする。

(4) その他防災関係機関

神戸運輸監理部は、海上災害対策本部から要請があったときは、緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせんを行うこととする。

自衛隊は、知事から要請があったときは、人員及び物資等の緊急輸送を行うこととする。

交通規制に当たって、海上保安本部、県警察本部、国・県・沿岸の関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関は、相互に密接な連絡をとることとする。

- 3 市町地域防災計画で定めるべき事項
- (1) 緊急輸送を行う場合の措置
 - (2) 緊急輸送を依頼した場合の受入措置
 - (3) ヘリコプター臨時離着陸場の運用
 - (4) その他必要な事項

第4節 交通・輸送対策の実施

第2款 ヘリコプターの運航

[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸市町、消防機関]

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合のヘリコプターの運航について定める。

第2 内容

1 県消防防災ヘリコプター

(1) 使用の目的と積極的活用

県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合、積極的にその活用を図ることとする。

なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までに限ることとし、運航の可否は防災監（消防課長）が決定することとする。

救急活動

救助活動

火災防御活動

災害応急対策活動

広域航空消防防災応援活動

災害予防活動

訓練のための活動

その他防災監が必要と認める活動

(2) 運航計画

県は、大規模災害の発生時に、自らヘリコプターの積極的活用を図り、速やかに被害の状況把握に努めるとともに、市町からの支援要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう運航計画を調整することとする。

(3) 県内市町からの支援要請手続

県は、現に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、次の用務に関して市町の要請に基づき支援することとする。

ア 救急活動

イ 救助活動

ウ 火災防御活動

エ 災害応急対策活動

要請手続

県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長が消防防災航空隊に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出することとする。

消防防災航空隊を通じて緊急運航の要請を受けた場合には、防災監は、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、出動の可否を決定し、消防防災航空隊長に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答することとする。

ただし、県海上災害対策本部が設置された場合は、県海上災害対策本部事務局に要請を行うことと

する。

要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

昼間（ 9:00～17:30）

消防防災航空隊 TEL (06)6857-9858

FAX (06)6857-9870

（消防課指導係 TEL (078)362-9823
FAX (078)362-9915）

夜間（17:30～翌朝9:00）・休日

防災局当直 TEL (078)362-9900～9902

FAX (078)362-9911

県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900～9902

（県災害対策センター内） FAX (078)362-9911

要請に際し連絡すべき事項

ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因

イ 要請を必要とする理由

ウ 活動内容、目的地、搬送先

エ 現場の状況、受入体制、連絡手段

オ 現地の気象条件

カ 現場指揮者

キ その他必要事項

要請者において措置する事項

ア 離発着場の選定

イ 給油方法の指示

ウ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。

併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

(4) 他府県からの支援要請

近隣府県からの支援要請に対しては、県域の応急対策に支障のない範囲で応じることとする。

2 他機関所有ヘリコプターの要請

県は、海上災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要と認める場合は、独自に、あるいは市町からの要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

市町が要請する場合も、要請先は、県消防防災ヘリコプターの場合と同様とする。

（ヘリを有する他機関）

- ・ 神戸市消防局（「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」による）
- ・ 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
- ・ 自衛隊 等

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 県消防防災ヘリコプター等の支援要請手続

(2) その他必要な事項

第5節 重油等の防除対策

[実施機関：県企画管理部防災局、健康生活部健康局・福祉局・環境局、農林水産部農林水産局、県土整備部土木局、県警察本部、沿岸市町、消防機関、海上保安本部、海上災害防止センター、県漁業協同組合連合会、船長等]

第1 趣旨

重油等の流出事故が発生した場合の防除対策について定める。

第2 内容

1 発災現場における防除対策

(1) 防除義務者の措置

重油等を排出した船舶の船長等は第一義的な義務者として、防除に必要な措置を取ることとする。

(2) 海上保安本部の措置

海上保安本部は、以下の措置を講じることとする。

船長等の防除義務者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出重油等の状況、防除作業状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

船長等の防除義務者が、措置を講じていないと認められるときには、これらの者に対し、防除措置を命じることができる。

緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講じることが指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

船長等の防除義務者及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。

危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

その他、消火活動、負傷者等の救助・救急活動、航行船舶に対する避難・誘導を行う。

2 沿岸海域における防除対策

(1) 回収方針の策定

重油等の防除は、その種類及び性状、拡散状況、気象・水象の状況、その他の条件によって手法が異なることから、海上保安本部は、重油等の現状を把握するとともに、回収方針を策定する。

海上保安本部、県、沿岸市町は、漂着する可能性がある初期の段階において、有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な回収及び処理に努めることとする。

(2) 県及び沿岸市町の措置

重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合、県、沿岸市町は、以下の措置を講じることとする。

必要となる油防除資機材の調達

重油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集（浮流・漂着の監視として、海上保安本部と連携をとり、必要に応じて役割分担をし、県調査船及び漁船等で行う海上監視、沿岸市町・県土木事務所等で行う陸上監視、県及び県警ヘリコプターによる航空監視を行う。）

県は、海上保安本部からの海防法に基づく要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合は、重油等の海岸への漂着に対処するため、その防除について、海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして必要な対応を行う。

県、沿岸市町は、自らの管理区域である港湾、海岸等において海上保安本部等他の機関に防除を依頼する場合は、緊密な連携をとってこれらの活動を行うこととする。

沿岸市町の消防機関は、現場周辺において避難誘導活動を行うこととするとともに、火災の発生に備えることとする。

(3) 県警察本部の措置

県警察本部は、以下の活動を行うこととする。

航空機・船舶等を活用した沿岸海域における警ら活動

漂着物の状況等を把握するための沿岸調査、警戒監視活動

地域住民等の避難誘導

立入禁止区域の警戒

交通規制の実施

(4) 兵庫県漁業協同組合連合会等は、海上災害防止センター等との連携のもとに、必要な対応に努めることとする。

3 陸岸における回収作業

(1) 県の回収方針の策定

県は、回収作業を効果的に実施するため、船舶所有者又は船舶所有者の委託を受けた海上災害防止センター及び関係機関と連携をとりながら、当該重油等回収方針を策定することとする。

また必要に応じ、学識経験者等も含めた助言チームを設置することとする。

回収方針には、以下の事項を盛り込むこととする。

ア 海岸全域の漂着状況マップ

イ 海上保安本部等国の機関の調査結果や助言で周知すべきもの

ウ 漂着した海岸ごとの除去範囲、具体的な回収・処理方法

(2) 沿岸市町等による回収作業の実施

沿岸市町は、県の作成した重油等回収方針に沿って作業計画を策定することとし、計画を策定したときは速やかに県に報告することとする。

県は、各沿岸市町の作業計画の総合調整を行うこととする。

沿岸市町は、作業計画を策定するに当たり、漁業関係者、観光業者等の意見を聞くこととする。

沿岸市町は、重油等の漂着状況及び回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的、効率的な回収処理がなされるよう、施策の実施に努めることとする。

被害を受けた地域の県民は、消防団、自主防災組織等を中心として、沿岸市町と連携し、陸岸に漂着した重油等の回収に努めることとする。

(3) 資機材の調達

県は、必要があると認めるときは、国の機関又は近隣府県に資機材の提供を要請したり、民間企業

からの買上げ、あっせん等を実施することとする。

回収のために必要な資機材を、当該活動を実施する機関が用意する場合は、後の補償交渉を円滑に進めるため、処理の方法及びその妥当性、費用の明細等につき、できる限り詳細な記録を残しておくこととする。

ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故では、市町対策本部を中心に、漁業者、消防団員、地元住民等が陸上からの回収にあたった。

また、応援体制として但馬県民局管内の消防団をはじめ、県下の消防本部職員、陸上自衛隊第3特科連隊が、急峻な場所等での回収作業を実施した。

4 回収後の処理

この計画においては、集積された廃油等の廃棄物を産業廃棄物とする。

その回収後の処理は次のとおりとする。

(1) 船舶の所有者の責務

重油等を排出した船舶の所有者は、排出事業者処理責任に基づき、廃油等の収集、運搬及び処分を行うこととし、船舶所有者から委託を受けた海上災害防止センターも同様の責任を負う。

(2) 県の措置

県は、船舶所有者に対し、集積された廃油等の収集、運搬及び処分につき、廃棄物処理基準に従い、適正に行われるよう指導するとともに、処分を他の者に委託する場合は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に取り扱わせるよう指導するとともに、その処理に当たって生活環境保全上支障が生じないように指導することとする。

県は、後の補償交渉を考慮し、廃油等の処理方法について、防除措置義務者から委託を受けた海上災害防止センターを通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議することとする。

ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故により海岸に漂着した油について、平成9年1月23日付厚生省通知で、「……廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された廃油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」とされた。

5 ボランティアの派遣・受入れ

(1) 兵庫県災害救援専門ボランティアの派遣

沿岸市町から要望があるとき、又は専門ボランティアの派遣が必要と認められる場合は、県は、救急・救助、医療、輸送等の分野で事前に登録を受けている災害救援専門ボランティアの派遣を各分野ごとに定められている所管団体に要請することとする。

(2) 受入窓口の開設

県、沿岸市町は、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、沿岸市町ではボランティアを直接受け入れる受入窓口を開設し、県ではその沿岸市町等の受入窓口を紹介することとする。

必要に応じ、第三者的な機関（社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部など平素から連携を図っているボランティア関係団体等）においても受入窓口を開設することとし、あるいは沿岸市町等の受入窓

口を紹介することとする。

また、県及び沿岸市町等では、インターネット等のパソコンネットワークによる情報提供についても配慮することとする。

(ボランティアの活動範囲)

災害情報の収集、伝達

救援物資、資機材の配分、輸送

軽易な応急・復旧作業

災害ボランティアの受入事務

(3) 災害ボランティアの確保と調整

県、沿岸市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部その他のボランティア関係団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めることとする。

(4) 受入上の留意点

ボランティアの受入窓口では、陸岸における回収作業現場と連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項に係る情報を収集し、ボランティア活動を行う者に対し、助言及び情報提供を行うこととする。

県・沿岸市町は、ボランティアの受入窓口に対し必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等、同活動が円滑に実施できる環境整備に努めることとする。

作業現場における責任者は、各ボランティアに対して、作業開始前に、ボランティア保険の加入の有無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、作業上の注意事項等につき、十分な説明を行うこととする。

6 現場作業者の健康対策

(1) 沿岸市町の措置

沿岸市町は、回収作業従事者の健康保持に努めることとし、作業現場に仮設の救護所を設置し、保健師、看護師等から構成される健康相談チームを編成して、同所に派遣することとする。

また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない地元住民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を明らかにし、提示することとする。

沿岸市町は、回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じ管轄県民局・健康福祉事務所（保健所）長に報告を行うこととする。

また、健康被害者発生に備え、病院等の被害者の受入体制を整備することとする。

沿岸市町は、回収作業が長期化する場合、地域住民の精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずることとする。

(2) 県の措置

県民局・健康福祉事務所（保健所）長は、沿岸市町から協力要請があった場合は、必要に応じ保健師を派遣する等、協力することとする。

健康管理上の注意事項の周知に当たっては、ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故及びパナマ船籍タンカー「ダイヤモンドグレース号」原油流出事故の際に旧厚生省が作成した「原油回収作業に伴う健康上の注意事項等について」を参考とすること。

7 汚染魚介類の流通防止

県、沿岸の関係市町は、汚染された魚介類が市場に流通しないよう、随時、魚介類販売店、魚介類加工品製造施設等への立入検査を行い、安全の確保に努めることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 県が作成する重油等回収方針に基づく作業計画の策定
- (2) 油防除資機材の調達
- (3) 災害救援専門ボランティアの派遣要請
- (4) 回収作業従事者の健康対策
- (5) 汚染魚介類の流通防止
- (6) その他必要な事項

第6節 災害情報の提供

[実施機関：県企画管理部防災局、沿岸の関係市町、海上保安本部]

第1 趣旨

海上災害時に被災者及びその関係者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速かつ的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

(1) 留意事項

船舶所有者、国、県、沿岸の関係市町等は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することとする。

船舶所有者、国、県、沿岸の関係市町等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。

また、情報の発信元を明確にするとともに、できる限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮することとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めることとする。

情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。

船舶所有者、国、県、沿岸の関係市町等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。

また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。

(2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を明記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）

被災者の安否、収容先病院に関する情報

交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況

重油等危険物の漂流、漂着状況

ボランティアの受入状況

相談窓口の設置状況

重油等の回収状況

環境への影響

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

各広報実施機関に所属する広報車等の活用

市町防災行政無線の活用

ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供

パソコン通信、インターネット、ファクシミリ等による広報

県・市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化

2 県における広報

(1) 災害時の広報体制

災害広報責任者

県は、災害時に、防災監を災害広報責任者とし、情報の一元化を図ることとする。

広報班の設置

ア 県は、海上災害対策本部事務局に広報班を置き、広報資料の作成等を統括することとする。

イ 県は、企画管理部に広報班を置き、海上災害対策本部広報班と連携し、迅速かつ的確に災害情報を報道機関、県民へ提供することとする。

ウ 県（各部局）の広報主任は、それぞれの部局に関する広報資料の作成等を行うこととする。

(2) 広報の実施

放送・報道機関との連携

ア 県は、災害情報や県の応急対策等について、その都度、速やかに「県政記者クラブ」を通じて放送・報道機関に発表するよう努めることとする。

（記者発表は原則として、災害広報責任者（又は海上災害対策本部広報班長）が行い、定例化を図ることとする。）

イ 県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講じることとする。

ウ 県は、必要に応じ兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画）第3編第3章第11節第3款「災害放送の要請」に定めるところにより、放送の要請を行うこととする。

エ 県はラジオ関西との間に締結した「防災情報の提供と放送に関する覚書」に定めるところにより、災害時には、被災者が必要とする情報を同社の回線を利用して、災害対策センターから直接ラジオで提供することとする。

また、この覚書の実効性を高めるため、平時から、防災情報を直接県民に提供することなど緊急時の運用に関する習熟に努めることとする。

住民に対する広報

ア 県は、県民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び県の対策などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図ることとする。

イ 県は、定期又は臨時の広報誌（紙）、県提供テレビ・ラジオ番組等の自主広報媒体を活用し、災害情報の提供を図ることとする。

ウ 障害者・高齢者等に対する情報提供

県は、市町と協力し、障害者・高齢者等災害弱者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート … 市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・ 伝達手段 …………… 広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、インターネット等

エ 外国人県民に対する情報提供

県は、外国人県民に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート … 市町、外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等
 - ・ 伝達手段 …………… 広報誌（紙）、電話、ファクシミリ、インターネット等
- また、兵庫エフエムラジオ放送等を通じた外国語放送による情報提供に努めることとする。

3 市町における広報

沿岸の関係市町は、県に準じて災害広報を行うこととする。

4 防災関係機関の広報

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ各機関において定めるところにより広報を実施することとする。

(2) 報道機関は、災害の種別、状況に応じ、有効適切な災害関連番組を機動的に編成し、混乱の防止や人心の安定と災害の復旧に資するとともに、災害に関する官公庁その他関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の措置を講じて関係地域一般に周知徹底するよう努めることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 広報資料の収集方法
- (2) 住民に対する広報の方法
- (3) その他必要な事項

第7節 二次災害の防止対策

[実施機関：県企画管理部防災局、農林水産部農林水産局、神戸海洋気象台、海上保安本部]

第1 趣旨

海上災害の発生に伴う二次災害の防止対策について定める。

第2 内容

1 海上保安本部の措置

海上保安本部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うこととする。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することとする。

2 神戸海洋気象台の措置

神戸海洋気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を発表することとする。

3 県及び市町の措置

県及び沿岸市町は、重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止、漁業活動の自粛等呼びかけることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 二次災害防止のための広報
- (2) その他必要な事項

第 4 編

災害復旧計画

第 1 節 基本方針

- 1 この計画は、特に断りのない限り、重油等の流出事故を想定した復旧計画とする。
- 2 国、県及び沿岸市町は、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うこととする。
- 3 国、県及び沿岸市町は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示することとする。
- 4 海上保安本部は、海難船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置（民間サルベージ船の出動依頼を含む）を講ずべきことを命じ、又は勧告することとする。
- 5 国、県及び沿岸市町は、復旧に当たり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずることとする。

第 2 節 住民生活等への対応

[実施機関：沿岸市町]

- 1 沿岸市町は、被災地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、早期解決に努めることとする。
- 2 沿岸市町は、重油等危険物の漂着により発生した各種被害の復旧・補償問題等につき、相談窓口を設置するなどして関係者からの問い合わせに応じることとする。

第 3 節 漁業・水産関係の復旧

[実施機関：県農林水産部農林水産局、沿岸市町]

- 1 県、沿岸市町は、安全な水産物の安定的供給を図るとともに、風評被害を防止するため、関係漁業、水産加工組合等に対して、油の付着の有無に関する検査の実施、油の付着した水産物の廃棄処分、安全であることの広報の実施等、必要な指導を行うこととする。
- 2 県、沿岸市町は、国の機関、民間の機関と協力し、海洋汚染の漁場への影響を調査し、漁業関係者に対し情報を提供することとする。

第 4 節 海岸、港湾・漁港関係施設の復旧

[実施機関：県地方機関、沿岸市町]

- 1 県（土木事務所、農林水産振興事務所等。以下この節において同じ。）、沿岸市町は、回復宣言後も新たな油塊が漂着していないかを継続してパトロールするとともに、漁業者、住民からの通報体制を確立することとする。
- 2 新たな油塊が発見された場合に迅速に処理するため、県、沿岸市町は油回収班を置くなど、漂着がなくなるまで回収体制の継続に努めることとする。
- 3 特に徹底して重油等を除去すべき場所においては、回復宣言後も必要に応じ、調査、回収を継続することとする。

第5節 環境対策

[実施機関：県健康生活部環境局、農林水産部農林水産局]

第1 趣旨

重油等流出事故における周辺海域等への環境対策について定める。

第2 内容

1 環境影響調査の実施

県は、災害発生直後から必要に応じて、庁内関係各課からなる環境対策チームを組織し、環境影響調査を実施する。

(1) 関係部局間の連携

必要に応じて、庁内の関係部局での「環境対策チーム」を組織し、環境影響調査の実施、調査後の対応策を検討する。

調査に当たっては、関係省庁と調整を図りながら実施することとする。

(2) 専門家等の助言

調査方法、調査後の対応については、専門家の意見を十分に聞くこととする。

また、必要に応じて、専門家で構成する「アドバイザー会議」を設置し、指導助言を得ることとする。

(3) 情報の提供

調査方法、調査の結果については、インターネット、広報誌（紙）等を通じて県民に情報提供する。

(4) 調査内容

調査船等を用いて、必要に応じて浮遊重油等の海域となる漁場若しくは当該海域で採取される魚介類・海藻類への影響調査を実施することとし、併せて流出油漂着後の水質、底質、油分などの長期モニタリング調査、海岸生態系モニタリング調査、鳥類等の被害状況調査、海洋汚染の大気への影響調査等を実施することとする。

また、バイオレメディエーション（微生物の力を利用して、汚染物質を分解し、水質等を良好な状態に回復させる技術）による漂着油等の分解促進等の防除対策を採用した場合や沿岸海域に油処理剤を散布した場合、その他必要と認められる場合には、関係課の職員を中心にその効果や安全性についての追跡調査を行うこととする。

2 海鳥等動物の保護

県は、あらかじめ定めた手続きに沿い、県獣医師会、野鳥の会等の関係機関と連携し、汚染海鳥等の動物の救護活動を実施することとする。

第6節 災害義援金の募集等

[実施機関：県健康生活部健康福祉局]

第1 趣旨

災害による被災者の生活等を救援するための災害義援金の募集等について定める。

第2 内容

1 募集

災害発生に際し、被災者等に対する義援金の募集を必要とする場合は、関係機関と共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行うこととする。

ただし、県民に直接的な身体・財産の損害が発生していない場合については、この限りではない。

2 配分

(1) 県は、関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分に係る以下の点につき協議、決定することとする。

募集方法及び配分計画

被災者等に対する伝達方法

義援金の収納額及びその用途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

(2) 募集委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定めることとする。

3 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理することとする。

4 その他

(1) 県は、義援金の募集、配分に関する庶務を行うこととする。

(2) 関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務費の負担について、その都度協議することとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 災害義援金の取扱い

(2) その他必要な事項

第 5 編 資 料 編

1 防災関係機関の連絡先

	関係機関名	電話番号	担当部課等	F A X	
国の機関	内閣府	03 - 3501 - 5408	政策統括官付参事官室 (防災統括担当)		
		03 - 3501 - 6996	政策統括官付参事官室 (災害予防担当)		
	【宿直室】 中防電話2561 中防FAX 2593 NTT電話	03 - 3501 - 5693	政策統括官付参事官室 (地震・火山対策担当)		
		03 - 3501 - 5191	政策統括官付参事官室 (災害復旧・復興担当)		
	03-3501-5695 NTTFAX	03 - 3501 - 5695	政策統括官付参事官室 (災害応急対策担当)	03 - 3503 - 5690	
	03-3503-1515	03 - 3501 - 5696	政策統括官付防災通信官室		
	消防庁	03 - 5253 - 7525	防災課	03 - 5253 - 7535	
		03 - 5253 - 7528	特殊災害室	03 - 5253 - 7538	
		03 - 5253 - 7777	夜間・休日宿直室		
	海上保安庁	03 - 3591 - 9819	警備救難部環境防災課	03 - 3591 - 9819	
		03 - 3591 - 9812	夜間・休日救難課運用司令室	03 - 3581 - 2853	
	国の地方機関	近畿管区警察局	06 - 6944 - 1234	広域調整部広域調整第二課	06 - 6945 - 4489
		神戸運輸監理部	078 - 321 - 3144	総務企画部企画課	078 - 321 - 3474
近畿地方建設局		06 - 6942 - 1141(代)	企画部企画課事業調整第二係	06 - 6942 - 7463	
		078 - 391 - 7322	港湾空港部港湾空港整備課	078 - 325 - 8289	
第五管区海上保安本部		078 - 391 - 6554	警備救難部環境防災課	078 - 326 - 7330	
		078 - 391 - 6551	夜間・休日警備救難部運用司令センター		
第八管区海上保安本部		0773 - 76 - 4100	警備救難部	0773 - 76 - 4100	
舞鶴海上保安部		0773 - 76 - 4999	警備救難課	0773 - 76 - 4121	
香住海上保安署		0796 - 36 - 0859			
神戸海上保安部		078 - 331 - 4999	警備救難課		
姫路海上保安署		0792 - 34 - 4999			
東播磨海上保安署		0794 - 35 - 4999			
神戸海上保安部西宮分室		0798 - 22 - 7070			
神戸海洋气象台		078 - 222 - 8907	業務課	078 - 222 - 8942	
近畿総合通信局		06 - 6942 - 8557	無線通信部私設第一課	06 - 6942 - 9014	
自衛隊	陸上自衛隊第3師団	072 - 781 - 0021	第3部防衛班		
	陸上自衛隊第3特科連隊	0792 - 22 - 4001	第3科		
	海上自衛隊阪神基地隊	078 - 441 - 1001	警備課		

	関係機関名	電話番号	担当部課等	F A X
瀬戸内海 側の市町	赤穂市	0791 - 43 - 3201	総務部総務課	0791 - 43 - 6892
	相生市	07912 - 3 - 7111	企画管理部総務課	07912 - 2 - 6439
	御津町	07932 - 2 - 1001	住民課	07932 - 2 - 2625
	姫路市	0792 - 23 - 0003	消防局防災課	0792 - 23 - 9535
	高砂市	0794 - 42 - 2101	企画部企画課	0794 - 42 - 9577
	加古川市	0794 - 24 - 1151	総務部総務課	0794 - 24 - 1375
	播磨町	0794 - 35 - 0355	住民課	0794 - 35 - 7901
	明石市	078 - 918 - 0123	総務部庶務課	078 - 918 - 5103
	神戸市	078 - 322 - 6232	危機管理室	078 - 322 - 6031
	芦屋市	0797 - 32 - 2345	防災対策課	0797 - 38 - 2157
	西宮市	0798 - 35 - 3151	防災対策課	0798 - 36 - 1990
	尼崎市	06 - 6489 - 6120	総務局総務課	06 - 6489 - 6170
	淡路町	0799 - 72 - 3111	町民公室	0799 - 72 - 4290
	東浦町	0799 - 74 - 4101	住民生活課	0799 - 74 - 5545
	津名町	0799 - 62 - 0001	生活環境課	0799 - 62 - 3010
	洲本市	0799 - 22 - 3321	総務部総務課	0799 - 24 - 1722
	南淡町	0799 - 52 - 0426	町長公室	0799 - 50 - 2523
	西淡町	0799 - 36 - 3311	住民生活課	0799 - 36 - 3997
	五色町	0799 - 33 - 0160	生活環境課	0799 - 33 - 0039
	一宮町	0799 - 85 - 1122	総務課	0799 - 85 - 2464
北淡町	0799 - 82 - 1144	住民生活課	0799 - 82 - 2863	
家島町	07932 - 5 - 1001	生活課	07932 - 5 - 2721	
日本海側 の市町	豊岡市	0796 - 23 - 1111	総務部総務課	0796 - 24 - 2575
	城崎町	0796 - 32 - 2711	総務課	0796 - 32 - 4587
	竹野町	0796 - 47 - 1111	総務課	0796 - 47 - 1850
	香住町	0796 - 36 - 1111	住民課	0796 - 36 - 3809
	浜坂町	0796 - 82 - 3111	町民課	0796 - 82 - 2970

	関係機関名	電話番号	担当部課等	F A X
県の関係 機関	兵庫県警察本部	078 - 341 - 7441	警備部災害対策課	
	兵庫県防災企画課	078 - 362 - 9900		078 - 362 - 9911
	兵庫県消防課	078 - 362 - 9900		078 - 362 - 9916
	東京事務所	03 - 5212 - 9040	直通	03 - 5212 - 9042
	神戸県民局	078 - 361 - 8617	防災担当直通	078 - 361 - 8631
	阪神南県民局	06 - 6481 - 8072	防災担当直通	06 - 6483 - 3664
	尼崎土木事務所尼崎港管理室	06 - 6412 - 1361	直通	06 - 6413 - 1090
	東播磨県民局	0794 - 21 - 9029	防災担当直通	0794 - 24 - 6616
	加古川農林水産振興事務所	0794 - 21 - 9162	直通	0794 - 21 - 4056
	中播磨県民局	0792 - 81 - 9066	防災担当直通	0792 - 85 - 1102
	姫路農林水産振興事務所	0792 - 81 - 9308	直通	0792 - 22 - 9943
	姫路港管理事務所	0792 - 35 - 0176	直通	0792 - 34 - 5172
	西播磨県民局	0791 - 58 - 2118	防災担当直通	0791 - 58 - 2161
	上郡農林水産振興事務所	0791 - 52 - 6842	直通	0791 - 52 - 5126
	但馬県民局	0796 - 26 - 3618	防災担当直通	0796 - 24 - 7490
	但馬水産事務所	0796 - 36 - 1153	代表	0796 - 37 - 0867
	淡路県民局	0799 - 26 - 2017	防災担当直通	0799 - 24 - 2240
	洲本農林水産振興事務所	0799 - 26 - 2109	直通	0799 - 22 - 1443
	県立農林水産技術総合センター			
	水産技術センター	078 - 941 - 8601	代表	078 - 941 - 8604
但馬水産技術センター	0796 - 36 - 0395	代表	0796 - 36 - 3684	
県消防防災航空隊	06 - 6857 - 9858	直通	06 - 6857 - 9870	
関係機関	海上災害防止センター	03 - 3204 - 6531	代表	03 - 3204 - 8125
	日本赤十字社兵庫県支部	078 - 341 - 8791	救護福祉課	078 - 341 - 5026
	兵庫県水難救済会	078 - 362 - 9833	県防災企画課内	078 - 362 - 9911

ここに記載の他、油防除資機材の保有企業等の連絡先については、以下の資料を参照のこと。

「海洋汚染の現状と流出油防除資機材の保有状況」

大阪湾流出油災害対策協議会

播磨灘流出油災害対策協議会

福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会

但馬沿岸流出油災害対策協議会

2 国の機関における海上防災の業務分担の概要

	管区海上保安本部	近畿地方整備局港湾空港部	神戸運輸監理部
目的	<ul style="list-style-type: none"> 海上における人命・財産の保護、治安の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾・海岸及び空港の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県における海上交通、海上・陸上輸送の管理
業務内容	<p>警備救難業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上交通の安全確保 海難の救助 海洋環境の保全と海上防災 <p>海洋調査や水路測量などの水路業務</p> <p>光や電波の灯台の建設や保守運用などの航路標識業務</p>	<p>港湾整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾施設に関する国の直轄の土木工事の施工 航路の建設、改良、保存及び管理 海洋の汚染の防除に関する事業の実施 <p>海岸事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾区域及び港湾隣接地域の海岸保全施設に関する国の直轄の土木工事の施工 <p>空港整備事業</p>	<p>貨物船・旅客船の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸港における貨物輸送の管理 旅客船に関する運賃や運航ダイヤの調整、事故防止を図るための運航体制の確保 乗組員に対する研修の実施 <p>ボートステートコントロール</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国船舶による海難事故や海洋汚染事故の未然防止を図るため、管内各港に寄港する外国船舶に対し立入検査を実施 <p>船員窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員手帳の交付 海技資格の国家試験の実施 船員の労働条件の審査
組織	<p>(大阪湾・播磨灘海域)</p> <p>第五管区海上保安本部</p> <p>神戸海上保安部</p> <p>東播磨海上保安署</p> <p>姫路海上保安署</p> <p>西宮分室</p> <p>(山陰沿岸・若狭湾海域)</p> <p>第八管区海上保安本部</p> <p>舞鶴海上保安部</p> <p>香住海上保安署</p>	<ul style="list-style-type: none"> 近畿地方を管轄 	<ul style="list-style-type: none"> 近畿地方における海上交通並びに海上・陸上輸送のうち兵庫県に関する部分を管轄

3 過去に起こった災害の事例

(1) 国内の主な海上災害

日付	災害の概要
昭和46年11月	新潟港外でリベリア船籍タンカー「ジュリアナ号」座礁。船体が二分され、重油約7,200kℓが流出。
昭和49年12月	三菱石油水島製油所で重油タンクの底部が裂け、重油43,000kℓが流出。そのうち約7,500～9,500kℓが瀬戸内海に流出し、播磨灘南部海域に拡散した。 この事故を契機に「石油コンビナート等災害防止法」が制定された。
昭和52年4月	松山市沖の釣島水道付近で、パナマ船籍のタンカー「アストロ・レオ号」に日本の貨物船が衝突し、タンカーが炎上。原油約1,200kℓが流出した。
昭和52年10月	高知県室戸岬沖でタンカーが船体損傷。原油約1,300kℓが流出。
昭和61年10月	高知県室戸岬沖でタンカーが衝突。灯油約1,380kℓが流出。
平成2年1月	京都府与謝郡の丹後半島海岸で、リベリア船籍の貨物船「マリタイム・ガーデニア号」が座礁。船体が二分され、重油約920kℓが流出。
平成9年1月	島根県隠岐諸島沖でロシア船籍のタンカー「ナホトカ号」の船首部分が折損。重油約6,240kℓが流出。兵庫県をはじめ、京都府、福井県、石川県等に多量の重油が漂着した。冬の日本海は海上が荒く、回収作業は難航。足場の悪い危険地域での油回収作業には自衛隊の派遣を要請した。 この事故を契機として、6月に改正された防災基本計画には、海上災害対策編が新設され、近畿府県において地域防災計画のうち海上災害対策計画の充実強化を促すきっかけとなった。
平成9年7月	東京湾でパナマ船籍の大型タンカー「ダイヤモンド・グレース号」が座礁。原油約15,000kℓ（ナホトカ号事故の約2倍）が流出したと報道されたが、翌日、10分の1の1,556kℓに修正された。 災害対策基本法に基づき、運輸大臣を本部長とする非常災害対策本部が設置された。
平成14年3月	島根県隠岐諸島沖でベリーズ船籍の貨物船「A I G E号」が日本の漁船と衝突。沈没した「A I G E号」から重油が流出した。 本県ではA I G E号重油流出災害警戒本部を設置し、漂流油の回収作業をおこなった。

(2) ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」の重油流出事故

1 発災後の主な記録

日付	県 の 対 応	国 等 の 対 応
1月2日(木)	・海難事故の発生	・海上保安庁が遭難信号を受信 ・巡視船、航空機及び特殊救難隊による乗組員救助開始
1月3日(金)		・第八管区海上保安本部から沿岸府県に事故・浮流油等の情報提供
1月4日(土)	・情報収集開始	
1月5日(日)	・情報収集	・海上自衛隊舞鶴地方隊が災害派遣要請があり次第出航できる態勢を完成
1月6日(月)	・情報収集	・海上自衛隊舞鶴地方総監が第八管区海上保安本部長から災害派遣要請を受ける ・ナホトカ号油流出事故等関係省庁連絡会議開催
1月7日(火)	・情報収集	・海上保安庁に海上保安庁防災業務計画に基づく「ナホトカ号海難・流出油災害対策本部」(本部長：海上保安庁長官)を設置 ・ナホトカ号船首部、福井県三国沖に着底
1月8日(水)	・現地確認班を派遣し、油塊漂着を確認 ・「ロシアタンカー重油流出事故兵庫県警戒本部」(本部長：防災監)を設置	
1月9日(木)	・県警ヘリ「フェニックス」が油塊漂着を確認 ・豊岡市、竹野町、香住町、浜坂町が対策本部設置 ・陸上自衛隊第3特科連隊に自衛隊派遣待機態勢依頼 ・防災監現地視察	・第九管区海上保安本部長が自衛隊に災害派遣要請

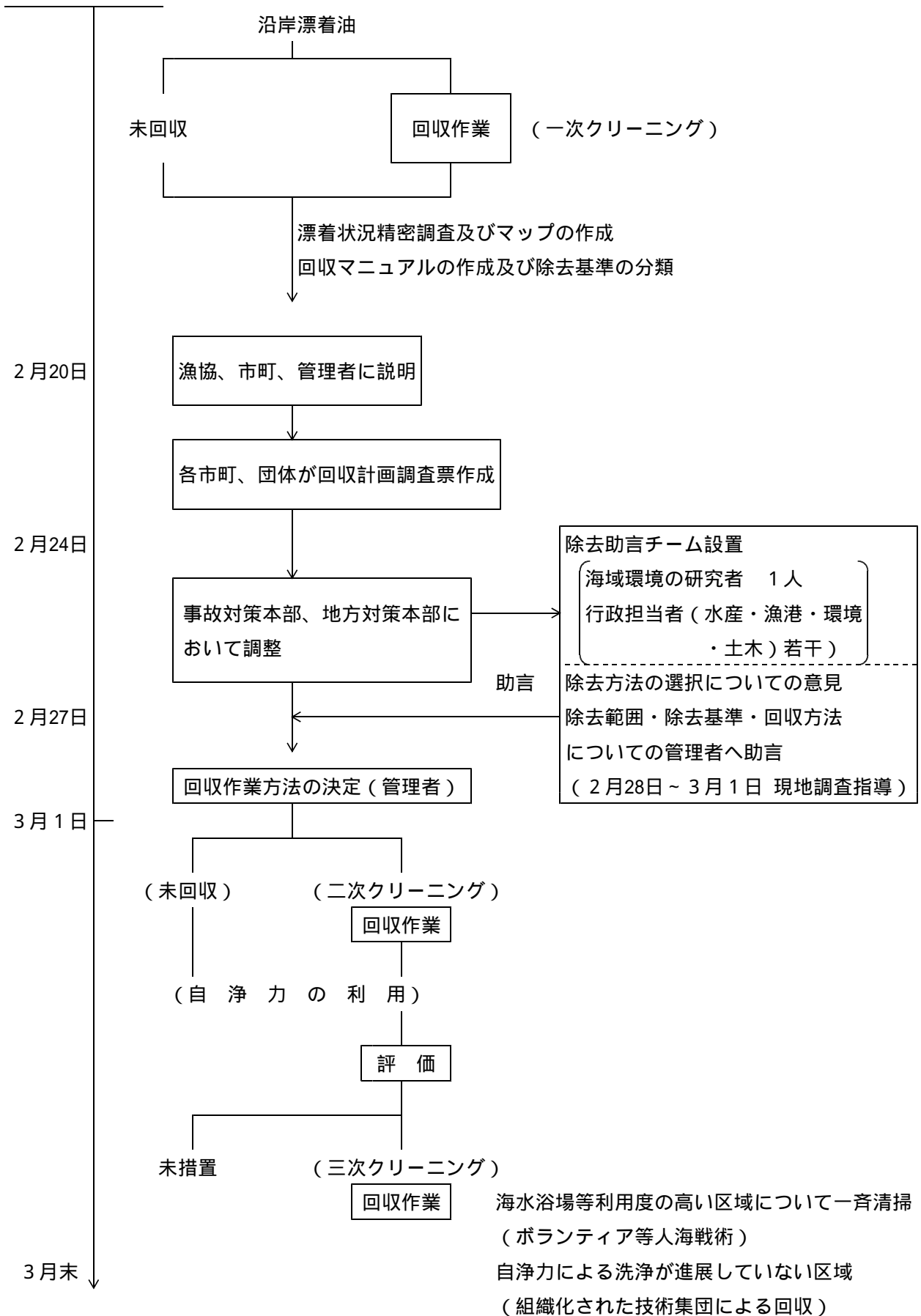
日付	県の対応	国等の対応
1月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市ヘリが島根県沖の油塊偵察 ・姫路市の「出光興産(株)」からドラム缶200本調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ナホトカ号海難・流出油災害対策本部」(本部長：運輸大臣)設置
1月11日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活創造課、北但福祉事務所、県社会福祉協議会にボランティア連絡窓口を開設 ・豊岡市、竹野町、香住町、浜坂町にボランティア連絡窓口を開設 ・県調査船「たじま」が油塊回収作業を開始 	
1月12日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市、尼崎市の事業者からドラム缶150本を現地へ搬送 ・兵庫県消防防災ヘリコプター「ひょうご」が鳥取沖の油塊偵察 ・「兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策本部」(本部長：知事)を設置 ・「兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地方本部」(本部長：但馬県民局長)を設置 	
1月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象としたボランティア休暇制度が発足 ・回収した漂着油の搬出作業を開始し、(県)が搬出先として新日本開発(株)を紹介 ・県が重油による汚染状況を調査(海鳥の10%程度に重油付着を確認) 	
1月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県消防防災ヘリコプター「ひょうご」が鳥取沖の油塊偵察 ・県社会福祉協議会がボランティアコーディネーターを派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安庁長官から海上災害防止センターに対し、1号業務指示
1月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が現地視察 ・現地で県及び地元関係機関による対策会議を開催 ・災害救援専門ボランティア18名を油回収に派遣 	

日付	県の対応	国等の対応
1月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地域連絡協議会」(会長：豊岡市長)を設置 ・インターネットによる情報発信開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・流出油が能登半島を越え、富山湾、更に新潟沖にまで拡大 ・海上自衛隊が海面状況調査の範囲を新潟県沖から島根県沖に広げる
1月18日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市で漂着油回収作業中の男性が急性心不全により死亡(県から見舞金を支給) 	
1月19日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・竹野町、香住町に新たな油塊が漂着 	
1月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・魚介類の重油汚染実態調査を実施(～24日まで、汚染は認められず) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナホトカ号流出油災害対策関係閣僚会議を設置(主宰：内閣官房長官)
1月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡保健所が各市町に「重油対策に際しての健康管理に留意するよう」書で通知 	
1月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊第3特科連隊が調査のため現地入り ・県警へリ「フェニックス」による偵察 	
1月24日(金)		<ul style="list-style-type: none"> ・運輸省が「ナホトカ号事故原因調査委員会」を設置
1月25日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・県より自衛隊に、隊員150名の派遣を要請する 	
1月28日(火)		<ul style="list-style-type: none"> ・日本海で重油被害の海鳥が1,000羽を越える(環境庁調べ)
1月29日(水)		<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン、メタン等の測定を実施

日付	県の対応	国等の対応
2月2日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・環日本海交流西日本協議会が、英国運輸省コーストガード海洋汚染対策部海洋汚染コントロールユニットからディビット・R・ベッドポロー氏を招聘し、回収等にかかる指導・助言を受ける（2月4日まで） ・上記助言等を参考にして、砂浜、れき浜、岩場、護岸等それぞれの特性に応じた重油回収マニュアルを後に作成 ・陸上自衛隊第3特科連隊が但馬から撤退 	
2月9日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・県漁連、漁協を中心に、漂着状況精密調査を実施（～14日）し、後日重油漂着マップを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・船首部の重油抜き取り作業のための仮設道路が完成
2月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアタンカー重油流出事故業種別影響調査（各種食料品小売業、鮮魚小売業、観光関係）の実施 	
2月14日(金)		<ul style="list-style-type: none"> ・運輸省が「ナホトカ号船首部残存油対策検討委員会」を設置
2月18日(火)		<ul style="list-style-type: none"> ・第九管区海上保安本部長から海上自衛隊に災害派遣撤収要請が出される
2月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・海域環境工学の専門家及び県関係部局の技術責任者より油防除助言チームを編成（2月28日～3月1日まで現地調査を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第八管区海上保安本部の派遣要請解除に伴い、海上自衛隊艦艇が油回収作業から撤収
2月25日(火)		<ul style="list-style-type: none"> ・船首部の重油抜き取り作業が完了
2月26日(水)		<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁が重油漂着周辺地域の環境汚染は軽微と発表（中間報告）
3月1日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・各海岸管理者等は、重油漂着現状マップ、重油回収マニュアル及び上記助言チームの意見を聴いて、各漂着箇所ごとの残存漂着油回収計画を作成 	

日 付	県 の 対 応	国 等 の 対 応
3月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県より陸上自衛隊第3特科連隊に対し、放置重油の回収のため派遣要請 	
3月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊第3特科連隊153名が豊岡市で搬出活動を実施 	
3月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊第3特科連隊が但馬から撤収 	
3月22日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・竹野町7カ所、香住町15カ所で地元住民、ボランティア(2,343名)による但馬海岸一斉クリーニングを実施 ・災害救援専門ボランティア22名を派遣 	
3月23日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市4カ所、竹野町7カ所、香住町15カ所、浜坂町7カ所で地元住民、ボランティア(3,118名)による但馬海岸一斉クリーニングを実施することにより、一部地域を除き、自然浄化に任せられる程度にまで回復 	
4月5日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・但馬海岸「回復宣言」を発表 ・各市町の対策本部廃止 ・「兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策本部」(本部長：知事)を「ロシアタンカー重油流出事故兵庫県警戒本部」(本部長：防災監)に切り替え ・「ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地方本部」(本部長：但馬県民局長)を廃止 	

2 沿岸漂着油の回収手順



3 海岸漂着油の回収マニュアル（概略）

（平成9年2月に兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策本部及びロシア重油流出事故但馬地方本部が流出油の回収にあたり回収の方法例を分類し、実際の回収に役立たせるため、英国政府の専門家ディビット R. ベッドボロー氏の助言及び石川県水産課が作成した「沿岸漂着油回収指針（てびき）」を引用、加筆して作成したもの）

はじめに

海岸漂着油の回収については出動人員や漁船の手配及び使用機材の調達等を事前に十分な調査の上、地理的な諸条件を十分考慮して決定し、効率よく回収できるよう努めることが肝要である。

油回収の方針

油回収の判断は、現場の利用度、活用形態及び自然環境を総合的に判断して決定していくことが重要である。

ア 砂浜に残った油塊の回収は、砂混じりの油を回収することになり、重機の使用はかえって砂の含有率を増やす場合もあるので、手作業でこまめに拾っていくことを基本とする方法が最も良いと考えられる。

イ 重機などの車両を使用することは油に混ざる砂の量を増やすばかりでなく、砂に潜っている油をさらに深く浸透させて、砂浜の油汚染を悪化させる場合もあるので、使用については慎重に検討しなければならない。

ウ 砂に混じった漂着油の状況によってはビーチクリーナーの使用も効果があると考えられるが、使用場所により効果に変動があるので、試行をした後に十分な検討を行ったうえで、導入することをすすめる。

エ 漂着した油塊または油は後に砂をかぶったり、砂の中に深く潜っていくものもあるので注意が必要であり、結果的には時間がかかってもボランティアなどの助けを借りて少しずつ回収することをすすめる。

オ 四輪駆動車等の砂浜への乗り入れは、今後の回収作業の障害となる恐れがあるので、作業に必要な車両以外の進入は当分の間見合わせてもらう必要がある。

岩礁・岩場

（現状、回収作業の程度、考え方を示す。ここでは、現状は省略する。）

ア 回収作業の程度

程 度	回 収 内 容
A	未着手部分について陸から、または漁船から直接ひしゃく、吸着材等で回収し、その後は、自然浄化にまかせる。 (既に回収した場所については現状で終了する。)
B	漂着または岩場等の間で浮遊しているもの、岩場の表面に付着しているものについて移植こて、へら、吸着材等により回収し、その後は自然浄化にまかせる。
C	表面に付着しているものについて、さらにふき取り等、手作業で徹底を期す。 (足場が確保される場合に限る。)

イ 考え方

基本的には、れき浜と同様である。足場の悪いところが多いことから特に安全に注意を払い、利用上どうしても必要のある場合以外は自然浄化にまかせることとする。一般のボランティアによる回収は足場の悪いところでは行わないこととする。

人工構造物（異形ブロック等、入り組んだ形状のもの）

ア 回収作業の程度

程 度	回 収 内 容
A	現状で終了し、後は自然浄化にまかせる。
B	表面に付着しているもの、空隙に浮遊しているものについて、手作業で実施できる範囲で回収し、その後は自然浄化にまかせる。
C	手作業で実施できる範囲で回収した後、高圧洗浄機等の機器により徹底を期す。

イ 考え方

できる限り手作業で回収し、利用上必要でありやむを得ず洗浄する場合は、オイルフェンスで付近を囲み、取り除いた油が流出しないように吸着材等で流れた油を回収しながら作業を行う。一般のボランティアによる回収は足場の悪いところでは行わないようにする。

回収手段

ア 高圧洗浄機（高圧ポンプ洗浄）

沿岸の岩場海岸に漂着したチョコレートムース状の油の回収・除去について、高圧洗浄機を使用して除去する場合は原則として、オイルフェンス等を用いて閉鎖した状態で行わなければ油を再び海中に戻してしまい、最終的に浅海域の生態系に影響を与える恐れがあるので、実施については慎重に行うこと。

具体的には、当面、油除去の困難な岩場の裂け目や漁業用施設の荷揚場など限定的な範囲で、海水を用いて洗浄する程度にとどめておく。特に、洗浄を岩場全体に行ったり、温水（高温湯）や油脂二次汚染防止剤（処理剤等類似の薬剤）を同時使用すると、油で痛んだ浅海の生態系に影響を与え、磯やけなどの将来の被害を生じる恐れがあるので、現段階ではできるかぎり避けること。

イ 温水洗浄

局所的に清掃する必要があり、低温の海水では洗浄効果が得られない場合には、30度から35度程度の温水を用いたポンプで洗浄することは有効だが、これ以上高温の湯を使用することは現段階では避けること。15度以上で油塊は柔らかくなり、剥離するので高温にならないように注意して実施すること。

ウ 油吸着材

油吸着剤は沿岸で浮いている油を吸着させる回収方法だが、その吸着材ごと油が沈んでしまい、あとで海底に油が残ってより被害がひろがる場合がある。したがって陸上から手の届く範囲か、回収が可能なようにひきひも等をつけて使用すること。また、回収した後は吸着材ごと集積し、ドラム缶や土嚢等に収容すること。

エ 砂の交換・油の付着した岩の撤去

油が付着していても、自然の力によって油は分解する。手で回収できる範囲で回収した後は、特別な理由がない限り、海岸の砂や岩の撤去は十分検討を重ねたうえでないとできないものと思われる。

4 兵庫県における回収作業

油の回収作業に携わった人員		延べ27,492人
油 回 収 量	ドラム缶(200ℓ)	5,340本
	ペール缶(20ℓ)	332本
	土 嚢 袋	17,220袋
	総 計	約1,419千個

(3) 三菱石油水島製油所タンク事故

1 発生場所

三菱石油(株)水島製油所
岡山県倉敷市海岸通り4丁目2番地

2 発見日時

昭和49年12月18日 20時40分頃

3 事故の概要

重油貯蔵タンク（直径52,302^{mm}、高さ23,670^{mm}、容量50,000^{m³}）に亀裂が生じ、タンクの底部付近から貯蔵されていた重油が噴出。

この重油は、当該タンクを取り囲んでいる防油堤内（容量48,000^{m³}）に溜まるはずであったが、当該タンクに取り付けられていた昇降用階段（重さ約3トン）が流出油の圧力により倒壊、防油堤の上部を破壊したため被害が大きくなった。

流出した油の量は42,888^{m³}、海上流出量は7,500ないし9,500^{m³}と推定される。

海上へ流出した油の拡散を防止するため、水島港周辺に数カ所オイルフェンスの展張が行われたが、事故発生の翌19日夕方には、水島港外へ流出した。

海上へ流出した油は、日時の経過とともに広範囲に広がり、岡山県沿岸はもとより、香川県、徳島県、瀬戸内海東部一帯（播磨灘南部海域）に及んだ。

4 海上での処理活動

水島海上保安部は18日21時に巡視艇を現場に派遣、大量の重油流出事故であることを確認し23時30分に事故対策本部を設置するとともに関係機関の応援を得てオイルフェンスの展張等の防除処理に当たった。

第五管区海上保安本部は、20日から23日にかけてヘリコプターによる流出油の監視を行った。また22日以降は特別船団を編成し、油吸収剤等を使った流出油処理を行った。

5 兵庫県における対応

12月20日、瀬戸内沿岸市町に対し、流出油に対する警戒体制をとるよう知事名で緊急通知。また、県下消防長及び福祉事務所長に対し、危険物施設の安全管理体制を強化するための立入検査実施を生活部長名で通知した。

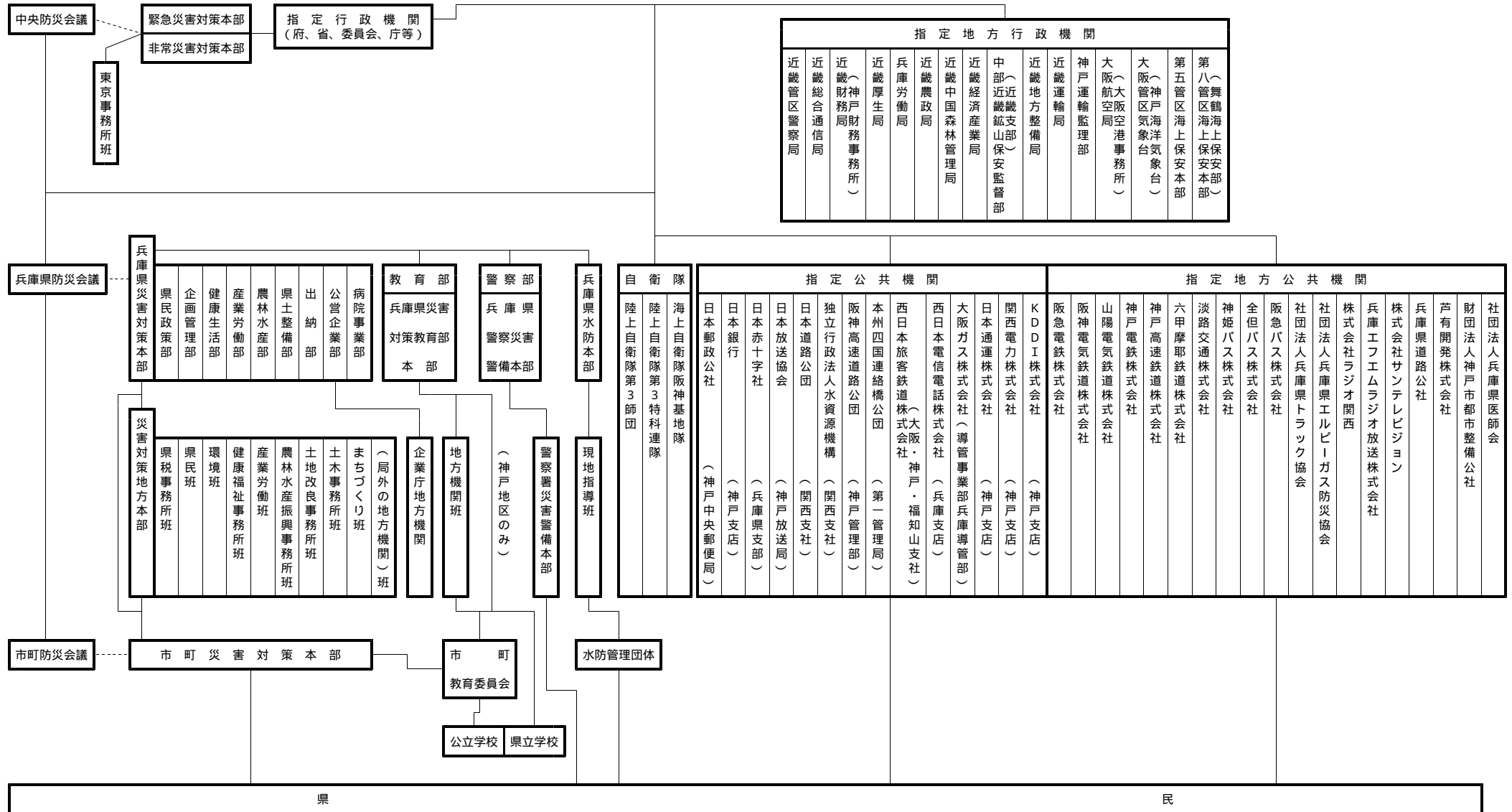
23日、副知事を本部長とする「三菱石油流出事故兵庫県対策本部」（構成部課：消防防災課、水質課、港湾課、水産課）を農林部水産課内に設置、また、「三菱石油流出事故淡路地方本部」（構成機関：淡路地方振興局、淡路福祉事務所、洲本土木事務所、洲本農林事務所、洲本、津名、三原各保健所）を淡路振興局内に設置し、情報収集と他県、海上保安部との連絡調整にあたった。

〔参考文献〕 三菱石油水島製油所タンク事故原因調査
三菱石油水島製油所タンク事故原因調査委員会

(4) ベリーズ船籍貨物船A I G E号の重油流出事故

日 時	内 容	備 考
平成14年 3月31日 10:35	・ A I G E号衝突事故の第1報	八管本部 防災企画課
11:15	・ 流出油は拡散処理しており、沿岸部への漂着はないとの見解	八管本部 防災企画課
4月1日 10:55	・ 沈没現場において、巡視船艇7隻及び島根県所有船舶等8隻が防除作業中	八管本部 防災企画課
4月2日 21:40	・ 沿岸漂着はないと思われたが、北風の影響から兵庫県沿岸に漂着する可能性が発生	八管本部 防災企画課
4月3日 9:00	・ 出航中の県但馬水産技術センター所有船舶「たじま」を現地に派遣(11:20から巡視船の指示を受け作業開始)	香住保安署 但馬水産事務所 (協力依頼) 香住保安署 県漁連但馬支部 (協力依頼)
11:50	・ 余部埼付近に漂着(4日 14:00)予定との予測	八管油漂流予測(第6報)
13:30	・ 兵庫県において「A I G E号重油流出災害警戒本部」及び「同但馬地方本部」を設置	
14:00	・ 余部西方に漂着予定(4日 2:00)との予測	八管油漂流予測(第7報)
20:00	・ 4日早朝より巡視船6隻が作業開始決定 ・ 民間作業船(但馬水産事務所が手配)6隻の出航決定	流対協防除対策会議開催
4月4日 8:00	・ 香住海上保安署内に総合調整本部を設置(4~6日の毎8:00及び18:00に連絡会議開催)	流対協総合調整本部の設置
10:30	・ 久美浜沖約7.8kmに漂流予定(5日 3:00)との予測	八管油流出漂流予測(第3報)
4日の 作業状況	【出動船舶】 ・ 海上保安庁巡視船 8隻 ・ 九州地方整備局油回収船 1隻 ・ 海上自衛隊掃海艇 2隻 ・ 兵庫県調査船「たじま」 1隻 ・ 5漁業協同組合漁船 9隻 ・ 港湾業者作業船 6隻 計27隻	
5日の 作業状況	【出動船舶】 ・ 海上保安庁巡視船 10隻 ・ 九州地方整備局油回収船 1隻 ・ 海上自衛隊掃海艇 2隻 ・ 兵庫県調査船「たじま」 1隻 ・ 5漁業協同組合漁船 27隻 ・ 港湾業者作業船 6隻 計47隻	【4~5両日の油回収量】 ・ 香住東港 173本 ・ 竹野町青井浜 55本 (海藻等付着分30本含む) 計228本
4月6日 9:00	総合調整本部会議の終了	
4月8日 11:00	・ 兵庫県において「A I G E号重油流出災害警戒本部」及び「同但馬地方本部」を廃止	
4月9日 18:00	総合調整本部の解散	

4 兵庫県における防災関係組織図



5 油防除資機材保有状況

(1) 瀬戸内海側

(大阪湾流出油災害対策協議会会員関係)

(平成15年4月現在)

所有機関名		オイルフェンス	油処理剤	油吸着剤	油ゲル化剤
		数量(m)	数量(l)	数量(kg)	数量(kg)
第五管区海上保安本部		1,200	9,432	399	
近畿地方整備局 神戸港湾工事事務所			400	290	
海上自衛隊阪神基地隊		840		450	180
兵庫県	尼崎土木事務所	240	840	246	
	尼崎港管理室				
神戸市		340	1,356	110	
芦屋市			170		
尼崎市			370	1,230	
明石市			537		
西宮市			2,600		
海水油濁処理機構 神戸支部		3,240	9,520	3,413	
関西流出油処理剤 懇話会			86,400	6,120	
兵庫県漁業 協同組合連合会		275	648	139	
石油会社		1,880	6,151	1,634	108
製鉄会社		840	2,160	400	
海運会社		1,400	11,050	500	540
造船会社		3,240	4,982	1,605	
その他		1,000	1,300	150	
合計		14,495	137,916	16,686	828

(播磨灘流出油災害対策協議会会員関係)

(平成15年4月現在)

所有機関名		オイルフェンス	油処理剤	油吸着剤	油ゲル化剤
		数量(m)	数量(l)	数量(kg)	数量(kg)
兵庫県	加古川 土木事務所	100	126	700	
	姫路港 管理事務所	1,009	2,500	630	
姫路市			414	250	
加古川市			89	142	
高砂市				465	
家島町		200	150		
兵庫県 漁業協同組合連合会		235	640	98	
石油会社		7,080	13,883	6,368	50
製鉄会社		6,500	5,710	2,110	
電力会社		3,240	3,800	4,155	
海運会社		4,400	13,330	3,490	540
造船会社		1,400	90	552	
その他		3,060	5,705	2,893	
合計		27,224	46,437	21,853	590

近畿地方整備局港湾空港部、海上自衛隊阪神基地隊、関西流出油処理剤懇話会、第五管区海上保安本部については、(大阪湾流出油災害対策協議会会員関係)に記載

(2) 日本海側
 (但馬沿岸流出油災害対策協議会関係)

(平成 1 4 年 4 月現在)

所有機関名		オイルフェンス		油処理剤	油吸着剤
		A 型 (m)	B 型 (m)	品名・数量 (kl)	品名・数量 (kg)
香住保安署				ネオスAB-3000 (0.18)	タフネオイルブ ロッター-BL-50 (34)
兵庫県漁連 但馬支所		OK200型 (280)		シーケルN-800 (0.558)	S-MK4565 (261) スーパ-アタック (52)
兵 庫 県	但馬水産 事務所	OK200型 (60)		YCCブルークリーン (0.594)	S-MK4565 (30) ネオアタックエースワイド (153)
	浜坂土木 事務所	OK200型 (100) ブルーシー-A-0F-7 (660)		シーケルN-800 (0.09) ネオスBD (0.18)	ネオアタックエースS型 (240)
	豊岡土木 事務所	ブルーシー-A-0F-11 (300)		ネオスAB-3000 (0.72)	タフネオイルブ ロッター-BL-65 (153) タフネオイルブ ロッター-BL-F (27)
浜坂町				トホーカクタスクリーンL-10A (0.036)	
北但消防本部		ナスコ3-A、 ナスコ3-C (140)		シーケルN-800 (0.108) オイルクリーナーH (0.036) D・KZ ルSP型 (0.036) シーグ リン805 (0.95)	タフネオイルブ ロッター-BL-65 (1,120枚) オイルロック (50枚) タフネオイルブ ロッター-BL-6500 (油吸着フェンス 65)
美方広域消防 事務組合消防本部				シーグ リン805 (0.55)	タフネオイルブ ロッター-BL-50 (420枚、ロール100m)
漁業協同組合					スーパ-アタック (330枚)
石油会社		OK200型 (120)		シエル分散剤LT (0.252) シーケルN-800、ネオスAB (0.252) シーグ リン805 (0.32) ネオスAB-3000 (0.9)	タフネオイルブ ロッター-AB-50 (10) スーパ-アタック (100枚、ロール52m) タフネオイルブ ロッター-BL-65 (170)
その他			SO-300SE、M100 (1,340)	シエル分散剤LT (0.252) YCCブルークリーン (0.2) シーグ リン805 (0.16)	タフネオイルブ ロッター-AB-50 (75) S-MK4565 (15) 東洋紡Cマット50-YH (400枚)

その他 兵庫県漁連但馬支所において、ひしゃく300本を所有

(3) 流出油災害対策協議会以外 (河川等で利用予定分を含む)

所有機関名		オイルフェンス		油処理剤	油吸着剤(材)	その他
		A 型 数量(m)	B 型 数量(m)	数量(l)	数量(kg)(枚)	
兵 庫 県	尼崎土木事務所 尼崎港管理室			ニッカソクリンE-700 (1.75)	タフネイルブ® ロッター-AB-50 (700枚)	
	阪神北県民局県 民生活部環境課				ケーフォーマット (400枚)	
	宝塚土木事務所	(20)			ACライト (560kg) オイルマット (500枚)	
	社土木事務所				タフネイルブ® ロッター-BL-65 (400枚)	
	姫路土木事務所	(120)				
	上郡土木事務所	(60)		エゾール (0.756)	アタックE-ス (700枚)	
	龍野土木事務所		ブリジストンEP 300S (120)		スレイオイルマット2525B (432枚) エウホウCマット50-YH (600枚)	
	柏原土木事務所				KFOマット (406枚)	
	洲本土木事務所	(560)		メルクリン505 (1.51)	タフネイルブ® ロッター-BL-65 (612kg)	
	西宮市				AD-50 (790枚)	
芦屋市				タフネイルブ® ロッター-BL-65 (170kg)	柄杓100本、バケツ100個、 移植ゴテ100本	
伊丹市	(15)		(0.424)	(153kg)		
宝塚市		(60)	シーグリーン (0.264)	タフネイルブ® ロッター(895枚) タフネイルブ® ロック(24枚) オイルブ® ロックパ® -ライト(2袋) K65-オイルキャッチャー(200枚)		
三木市	ナスコ-3A (20)			タフネイルブ® ロッター-BL-65 (100枚) 出光ブ® リタック (100枚) オイルキャッチャー (100枚)		
小野市	ナスコ-3A (80)		シーグリーン805 (0.13)	タフネイルブ® ロッター-BL-65 (1150枚)		
加西市	(100)		シーグリーン805(0.054) メルクリン(0.018)	タフネイルブ® ロッター-BL-65 (600枚) タフネイルブ® ロッター- BL-6500(フェンス)(2枚) WOSEP (200枚)	ひしゃく4本	

所有機関名	オイルフェンス		油処理剤	油吸着剤(材)	その他
	A 型 数量(m)	B 型 数量(m)	数量(l)	数量(kg)(枚)	
東 条 町				KF0マット (100枚)	
八 千 代 町	(26)				
黒 田 庄 町	(20)				
姫 路 市			シーグ リーン(1.936)	吸着マット (1255kg)	
御 津 町	(40)				
篠 山 市	スミレオイルフェ ス11002(10)		シーグ リーン805(0.135) ニコウクリン(0.012) ネオAB3000(10缶) ACライト (40袋)	KF0マット (100枚) ウオセツ° Aロール (1本) オイル° ロッター(14000枚) マタソープ プ° ム (3.5本) マタソープ ロール (1巻)	
青 垣 町	(12)				
豊 岡 市				オイル° ロッター (200枚)	
竹 野 町			ネオAB3000 (0.072)		
香 住 町					ひしゃく60本
浜 坂 町					ひしゃく90本
関 宮 町				ウオセツ° オイルキャッチャー (200m)	

品名等が不明である場合は、保有量のみ記載している。

(4) 県及び市町の船舶保有状況

保有機関名		保有船舶名	総トン数	速 力	航行区域	最大搭載人員	通常停泊地
兵 庫 県	水 質 課	こんぺき	19.00ト	20.0ノット	大阪湾・播磨灘	11人	姫路市
	水 産 課	はやたか	40.00ト	32.0ノット	瀬戸内海	16人	東播磨港
	水産技術センター	ひょうご ちどり	45.95ト	13.0ノット	瀬戸内海	10人	東播磨港
			9.10ト	22.0ノット	瀬戸内海	13人	東播磨港
	但馬水産技術センター	たじま	140.00ト	11.0ノット	日本海	29人	香住漁港東港
	阪神・淡路臨海建設事務所	はまかぜ	12.00ト	25.0ノット	限定沿海	12人	芦屋港
	教育委員会事務局	但州丸 しりうす ベガサス しろいし でねぶ	499.00ト	13.0ノット	遠洋(国際航海)	63人	香住港
			19.00ト	18.0ノット	香住港周辺	30人	香住港
			2.10ト	30.0ノット	香住港周辺	8人	香住港
			0.97ト	15.0ノット	香住港周辺	4人	香住港
0.91ト			7.0ノット	香住港周辺	3人	香住港	
尼崎土木事務所	まさご たか はと さちかぜ	1.50ト	ノット	沿海区域	10人	尼崎港	
		4.30ト	ノット	平水区域	5人	尼崎港	
		2.75ト	ノット	平水区域	3人	尼崎港	
		19.00ト	30.0ノット	沿海区域	23人	尼崎港	
姫路港管理事務所	しおじ	18.00ト	23.0ノット	限定沿海	21人	姫路港	
神 戸 市	おおわた 2 竜王 2 きくすい 清港丸	187.00ト	16.0ノット	平水区域	137人	神戸港	
		19.50ト	13.5ノット	平水区域	18人	神戸市	
		26.00ト	18.0ノット	平水区域	20人	神戸市	
		18.00ト	8.0ノット	平水区域	6人	神戸市	
姫 路 市	ひめじ	43.44ト	15.0ノット	平水区域	20人	姫路港	
家 島 町	いえしま きぼう	17.00ト	23.0ノット	限定沿海	16人	庁用船専用棧橋	
		19.00ト	30.0ノット	限定沿海	82人	庁用船専用棧橋	

(5) 国の大型浚渫兼油回収船の全国配置状況

油流出事故発生時には、現場海域に一刻も早く到着し、油が漂流したり、油が固まる前に、回収作業を行うことが必要となるため、国土交通省では、日本海中央部に位置する新潟港に油回収船が配備されることにより、事故発生後24時間以内で日本海沿岸を、油回収船3隻体勢で48時間以内にほぼ日本全域をカバーしている。

油回収船名	配備団体	配備港	概 要	
白山	国土交通省 北陸地方整備局	新潟港	【船体部】 全長 93.9m 幅 17.0m 深さ 5.4m 満載喫水 5.4m 総トン数 4,184トン	【油回収装置】 舵側設置式(渦流式及び堰式各1台) 500m ³ /h 投げ込み式 250m ³ /h 回収油水槽容量 1,500m ³
海翔丸	国土交通省 九州地方整備局	門司航路	【船体部】 全長 103.0m 幅 17.4m 深さ 7.2m 満載喫水 5.7m 総トン数 4,663トン	【油回収装置】 舵側設置式 2台 500m ³ /h 投げ込み式 2台 200m ³ /h 回収油水槽容量 1,500m ³
清龍丸	国土交通省 中部地方整備局	名古屋港	【船体部】 全長 96.7m 幅 16.0m 深さ 7.2m 満載喫水 5.6m 総トン数 3,528トン	【油回収装置】 導入式 2台 500m ³ /h 吸引式 2台 500m ³ /h 回収油水槽容量 1,450m ³

(6) 海上災害防止センターの油回収船配備場所・排出油防除資材備付基地一覧

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、貨物として一定量以上の特定油を積載するタンカーの船舶所有者に対し、定められた海域で航行させる場合に、油回収船等の配置や当該タンカー内、随伴船内又は陸上基地内に排出油防除資材の備付を義務づけている。

海上災害防止センターでは、同法施行規則の規定に従い油回収船又は油回収装置及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の排出油防除資材の配備を行っている。

配備・設置内容	配備・設置場所
油回収船	横浜、四日市、和歌山下津、松山、大分、関門、徳山下松、水島、姫路、大阪(泉北)
油排出防除資材 ※オイルフェンス、油吸着剤、油処理剤、油ゲル化剤	苫小牧、室蘭、函館、むつ小川原、久慈、秋田船川、仙台、新潟、小名浜、鹿島、千葉、横須賀、伏木富山、福井、伊良湖、四日市、尾鷲、和歌山下津、大阪(泉北)、姫路、水島、岩国、徳山下松、宇部、関門、今治、松山、大分、上五島、長崎、串木野、喜入、金城中城
大型油回収装置	門司

6 県内港湾の状況

地 域	港 湾 名	区 分	管理者	所在市町名
神戸地域	神戸港	特定重要港湾	神戸市	神戸市
阪神地域	尼崎西宮芦屋港	重要港湾	兵庫県	尼崎市、西宮市、芦屋市
播磨地域	姫路港	特定重要港湾	兵庫県	姫路市、御津町
	東播磨港	重要港湾	兵庫県	明石市、加古川市、高砂市、播磨町
	明石港	地方港湾	兵庫県	明石市
	江井ヶ島港	地方港湾	兵庫県	明石市
	相生港	地方港湾	兵庫県	相生市
	坂越港	地方港湾	兵庫県	赤穂市
	赤穂港	地方港湾	兵庫県	赤穂市
	古池港	地方港湾	兵庫県	赤穂市
	家島港	地方港湾	兵庫県	家島町
	綱手港	地方港湾	兵庫県	家島町
但馬地域	津居山港	地方港湾	兵庫県	豊岡市
	竹野港	地方港湾	兵庫県	竹野町
	柴山港	地方港湾 (避難港)	兵庫県	香住町
淡路地域	岩屋港	地方港湾	兵庫県	淡路町
	淡路交流の翼港	地方港湾	兵庫県	東浦町
	浦港	地方港湾	兵庫県	東浦町
	津名港	地方港湾	兵庫県	津名町
	洲本港	地方港湾	兵庫県	洲本市
	由良港	地方港湾	兵庫県	洲本市
	古茂江港	地方港湾	洲本市	洲本市
	阿万港	地方港湾	兵庫県	南淡町
	福良港	地方港湾	兵庫県	南淡町
	津井港	地方港湾	兵庫県	西淡町
	湊港	地方港湾	兵庫県	西淡町
	都志港	地方港湾	兵庫県	五色町
	山田港	地方港湾	兵庫県	一宮町
	江井港	地方港湾	兵庫県	一宮町
	郡家港	地方港湾	兵庫県	一宮町
	室津港	地方港湾	兵庫県	北淡町

港湾区分の定義

特定重要港湾 重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で、政令で定める港湾

重要港湾 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾、その他の国の利害に重要な関係を有する港湾で、制令で定める港湾

地方港湾 重要港湾以外の港湾で、概ね地方の利害に係る港湾

避難港 暴風雨に際し、小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾として港湾法施行令で定める港湾

7 県内漁港の状況

地 域	漁 港 名	種 別	管理者	所 在 地
摂津・播磨 地 域	塩屋（しおや）	1	神戸市	神戸市垂水区塩屋町
	垂水（たるみ）	3	神戸市	神戸市垂水区平磯、宮本町、海岸通
	舞子（まいこ）	1	神戸市	神戸市垂水区舞子町
	林崎（はやしざき）	2	明石市	明石市林
	松江（まつえ）	1	明石市	明石市松江
	藤江（ふじえ）	1	明石市	明石市藤江
	魚住（うおずみ）	1	明石市	明石市魚住町中尾
	古宮（こみや）	1	播磨町	加古郡播磨町古宮
	阿閑（あえ）	1	播磨町	加古郡播磨町本荘
	妻鹿（めが）	2	兵庫県	姫路市白浜町
	家島（いえしま）	2	兵庫県	飾磨郡家島町宮
	坊勢（ぼうぜ）	2	家島町	飾磨郡家島町坊勢
	岩見（いわみ）	1	御津町	揖保郡御津町岩見
	室津（むろつ）	2	兵庫県	揖保郡御津町室津
	坂越（さこし）	1	赤穂市	赤穂市坂越
	福浦（ふくうら）	1	赤穂市	赤穂市福浦
但馬地域	田結（たい）	1	豊岡市	豊岡市田結
	田久日（たくい）	1	竹野町	城崎郡竹野町田久日
	宇日（うい）	1	竹野町	城崎郡竹野町宇日
	切浜（きりはま）	1	竹野町	城崎郡竹野町切浜
	須井（すい）	1	竹野町	城崎郡竹野町浜須井
	相谷（あいたに）	1	香住町	城崎郡香住町相谷
	香住（かすみ）	3	兵庫県	城崎郡香住町
	鎧（よろい）	1	香住町	城崎郡香住町鎧
	余部（あまるべ）	1	香住町	城崎郡香住町余部
	御崎（みさき）	1	香住町	城崎郡香住町余部字御崎
	三尾（みお）	1	浜坂町	美方郡浜坂町三尾
	浜坂（はまさか）	3	兵庫県	美方郡浜坂町芦屋
	諸寄（もろよせ）	2	兵庫県	美方郡浜坂町諸寄
	釜屋（かまや）	1	浜坂町	美方郡浜坂町釜屋
	居組（いぐみ）	1	兵庫県	美方郡浜坂町居組

地 域	漁 港 名	種 別	管理者	所 在 地
淡路地域	炬口（たけのくち）	1	洲本市	洲本市炬口
	生穂（いくほ）	1	兵庫県	津名郡津名町生穂
	釜口（かまぐち）	1	淡路町	津名郡淡路町釜口
	仮屋（かりや）	2	兵庫県	津名郡東浦町仮屋、津名郡淡路町森
	岩屋（いわや）	1	淡路町	津名郡淡路町岩屋
	野島（のじま）	1	北淡町	津名郡北淡町野島
	浅野（あさの）	2	北淡町	津名郡北淡町斗の内
	富島（としま）	2	兵庫県	津名郡北淡町富島
	育波（いくは）	2	兵庫県	津名郡北淡町育波
	尾崎（おさき）	2	兵庫県	津名郡一宮町尾崎
	桃川（ももかわ）	1	一宮町	津名郡一宮町江井
	北角川（きたつのかわ）	1	五色町	津名郡五色町都志角川
	角川（つのかわ）	1	五色町	津名郡五色町都志角川
	船瀬（ふなせ）	1	五色町	津名郡五色町鳥飼浦船瀬
	鳥飼（とりかい）	1	五色町	津名郡五色町鳥飼浦
	丸山（まるやま）	2	兵庫県	三原郡西淡町阿那賀字丸山
	阿那賀（あなが）	1	西淡町	三原郡西淡町阿那賀
	伊毘（いび）	1	西淡町	三原郡西淡町阿那賀字伊毘
	仁頃（にごろ）	1	南淡町	三原郡南淡町灘仁頃
	地野（ちの）	1	南淡町	三原郡南淡町灘地野
	灘（なだ）	2	南淡町	三原郡南淡町灘土生
	吉野（よしの）	1	南淡町	三原郡南淡町灘吉野
黒岩（くろいわ）	1	南淡町	三原郡南淡町灘黒岩	
沼島（ぬしま）	2	兵庫県	三原郡南淡町沼島	

種別の定義

第 1 種 漁 港 漁港の利用範囲が地元の漁業を主とする場合

第 2 種 漁 港 利用範囲が第 1 種よりも広く第 3 種に属さない場合

第 3 種 漁 港 利用範囲が全国的な場合

第 4 種 漁 港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な場合

特定第 3 種漁港 第 3 種のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令により定められた場合

8 兵庫県版レッドデータブック（海上災害に係るもの）

考え方

人為的圧迫要因が大きく兵庫県内から絶滅したと思われる種、現在の人為的圧迫要因が継続すれば近い将来県内から絶滅するおそれのある種、絶滅しないまでも急激に減少し県内では極めて希少となってしまうおそれのある種を、県として保全対象にすべき貴重種に選定している。

本計画は、突発的な海上災害を想定した計画であるが、油流出事故等は自然環境に甚大な被害を与えるおそれがあるため、特に保全していかなければならない生物として記載する。

貴重性評価の区分

Ex：兵庫県内での確認記録、標本がある等、かつては生息・生育していたと考えられるが、現在は見られなくなり、生息・生育の可能性がないと考えられる種

鳥類にあっては、過去には兵庫県内で毎年または通年見られたが、現在は稀に迷鳥としてしか見られなくなった種

A：兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種等、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種

B：兵庫県内において絶滅の危険が増大している種等、極力、生息環境、自生地等の保全が必要な種

C：特殊な環境に生息・生育する種、個体数の極めて少ない種、分布域の極限している種等、兵庫県内に存続基盤が脆弱な種

注：最近減少の著しい種、優れた自然環境の指標となる種、特殊な分布をする種等の貴重種に準ずる種

調：本県での生息・生育の実態がほとんどわからないこと等により、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種

県内分布範囲

動物：1985年以降に確認されている地域

：1984年以前にしか確認されていない地域

植物：これまでに確認されている地域

1. 動物

(1) 鳥類

目名	種和名	ランク	生息・繁殖環境	県内分布				
				神戸・阪神	東播磨	西播磨	但馬	淡路
鶺鴒	マガン	Ex	湖沼、水田、内湾等にすむ。					
	サツガガン	Ex	湖沼、水田、内湾等にすむ。					
	コハチョウ	B	湖沼、河口、内湾、広い河川等にすむ。					
折り	オオタシドリ	B	干潟、砂浜、入り江、岩礁等に渡来する。					
	カハシギ	B	干潟、水田、入り江等に渡来する。					
	コハシギ	B	干潟や入り江に渡来する。					
	ミコシギ	B	砂浜に渡来する。					
	ハラシギ	B	干潟や入り江に渡来する。					
	キアヒ	B	干潟、入り江、水田等に渡来する。					
	アカシギ	B	干潟、入り江、水田等に渡来する。					
	ソリシギ	B	干潟、干拓地の水溜まり等に渡来する。					
	カシシギ	B	干潟、入り江、海岸に近い水田等に渡来する。					
	ダイシギ	B	干潟、海岸に近い水田、干拓地の水溜まり等に渡来する。					
	オシロシギ	B	広い干潟に渡来する。					
	ツバメシドリ	B	埋立地や川原で繁殖し、干潟、川原、埋立地、草地に渡来する。					
	ゴアサシ	注	海岸の砂浜、埋立地、川の中州等に巣を作り、海岸、川、湖沼、濠等で餌をとる。					
	マダラウミスズメ	Ex	海上にいる。					
	ウミスズメ	Ex	海上にいる。					
	カムロウミスズメ	Ex	海上にいる。					

(2) は虫類

目名	種和名	ランク	生息・繁殖環境	県内分布				
				神戸・阪神	東播磨	西播磨	但馬	淡路
カメ	アカミガメ	A	温帯から熱帯地方までの海洋。主に沿岸性。					

(3) 魚類

ヤマメナギ	カヤマメ	B	幼生は河川中流域の淵や下流域の泥の中。変態後、海へ下る。					
サケ	ワカサギ	C	湖沼、ダム湖、河川の下流域から内湾の沿岸域。					
	シラウオ	B	河川の河口域、汽水湖。					
	サケ	B	産卵のため河川中・下流域に遡上する。稚魚は長くても2ヶ月以内に海へ下る。					
トゲウオ	イトヨ	B	海域の沿岸部、内湾、湖だまり。					
スズキ	マサゴハセ	C	河口の汽水域。					
	キセルハセ	A	河口の汽水域。					
	イトハセ	C	河口の汽水域。					
	クボハセ	B	河口の汽水域。					
	チケンハセ	C	河口の汽水域。					
	トビハセ	C	河口の汽水域。					
	死ラケ	A	干潟や内湾、河口の汽水域。					

(4) 無せきつい動物(頭索類)

ナメジウオ	ナメジウオ	A	沿岸の砂礫地。					
-------	-------	---	---------	--	--	--	--	--

(5) 無せきつい動物(貝類)

オサヒス	ヒロケカノガイ	注	河口の汽水域。					
コナ	カアイ	注	泥の多い内湾の泥底。					

2. 植物

(1) 種子植物(双子葉類: 離弁花類)

科名	種和名	ランク	生息環境	県内分布				
				神戸・阪神	東播磨	西播磨	但馬	淡路
アカガ	ホバ ^ハ アマガ ^ガ	B	海岸や内陸の砂地。					
	アマガ ^ガ	C	海岸の砂地。					
	イホキ	A	海岸の砂地。					
	ヒロハマツ	A	海岸や塩水湖畔の砂地					
	ハマツ	B	海岸の砂地。					
アブラ	シロイヌスナ	調	海岸や草地。					
ヘンケイウ	イレンガ	A	海岸の岩上、屋根上。					
	キソウ	C	山地草原、林縁、崖、海岸。					
	タイゴメ	B	海岸の岩上。					
ハラ	ハマス	A	海岸砂地。					
	ハシヨウイゴ	B	沿岸の地。					
	イカサ	C	沿岸の岩場、山地。					
ハマビシ	ハマビシ	A	海岸の砂丘。					
トウダケ	イタケ	B	海岸の岩地。					
ムクロジ	モクゲ	A	海岸や山間。					
アオイ	ハマボウ	A	海岸の砂泥地。					
セリ	ホトボウ	B	海岸の砂地。					

(2) 種子植物(双子葉類: 合弁花類)

イマツ	ハマツ	C	海岸の砂地。					
ムササギ	スビキ	B	海岸の砂地。					
シ	タミキ	A	海岸の砂地。					
ゴマハクサ	ウラン	A	海岸の砂地。					
ハマウツボ	ハマウツボ	A	海岸や川原の砂地。					
キ	フク	A	河口付近(満潮時は全体が水につかることもある)。					
	ウラキ	C	海岸の湿地。					
	トゲナシ	A	海岸。					
	アト	C	太平洋岸の岩場。					
	ハマノキ	C	海岸の砂地。					
	ハマナ	C	砂浜。					
	ネノシ	A	海岸の砂地。					

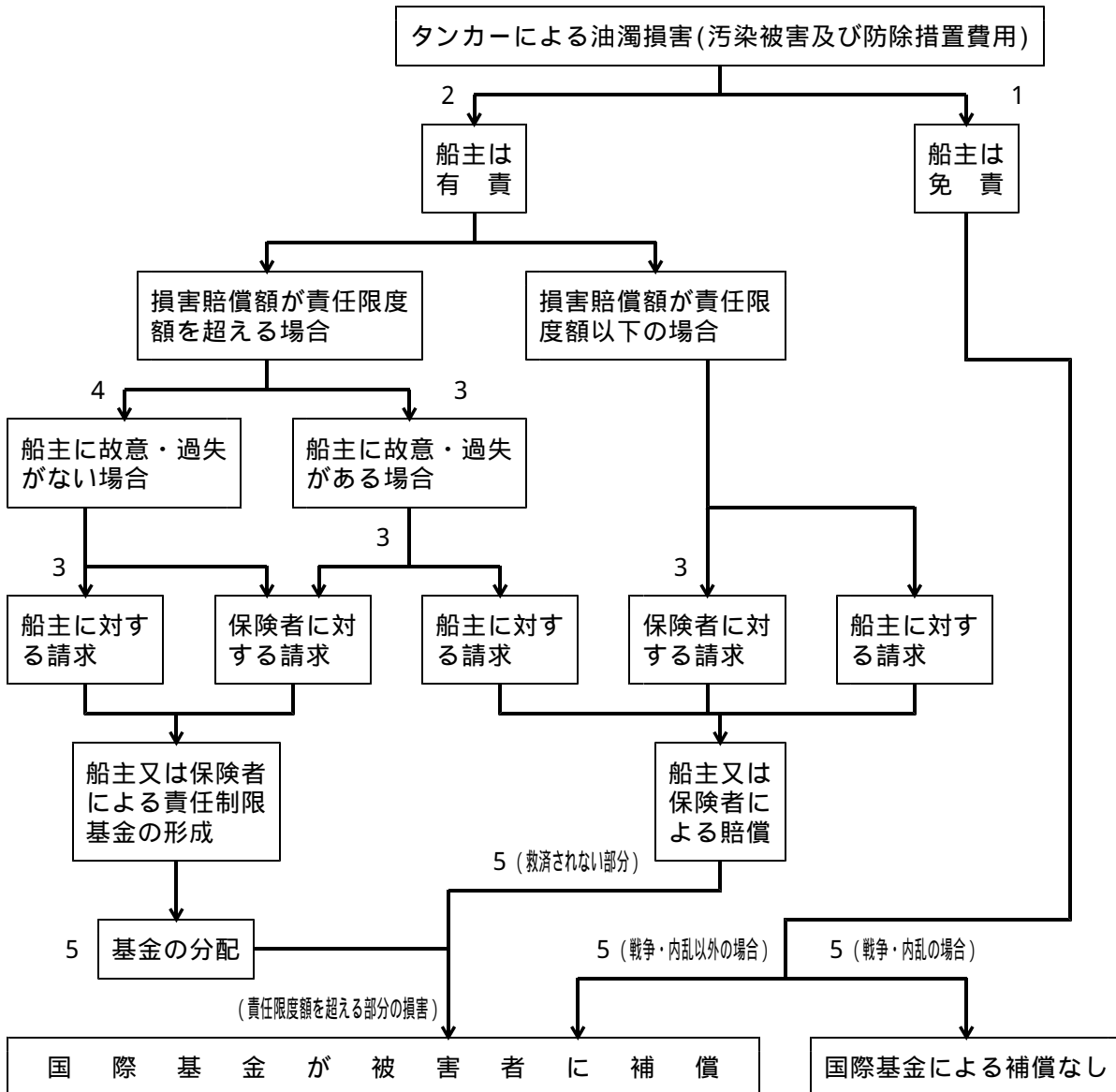
(3) 単子葉類

シバ	シバ	A	河口や干潟の縁の塩分を含む湿地。					
ヒルムシロ	カツ	A	河口や海岸に近く、淡水と海水が混ざる所。					
ユリ	キョウ	A	海岸。					
	ハマカ	B	海岸の日当りのよい斜面。					
イネ	ハマ	A	海岸。					
	ハマ	C	海岸砂質地。					
	ナガ	C	海岸砂地。					
カヤ	キ	A	暖地の海岸。					
	ヒ	A	海岸の岩上。					
	イ	C	海岸付近。					
	ヒ	A	海岸の砂地。					

(4) シダ植物

ハマヤ	ハマヤ	B	海岸の湿った砂地から川原や草原など。					
-----	-----	---	--------------------	--	--	--	--	--

9 油濁損害賠償補償制度の仕組み



- 1 戦争や異常な天変地異などの不可抗力、第三者の悪意又は国等の航行援助施設の管理の瑕疵による場合（油濁損害賠償保障法第3条第1項ただし書）
- 2 上記事由によらない場合（同法第3条第1項）
- 3 船舶所有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、船舶所有者の悪意によってその損害が生じたときは、この限りでない。（同法第15条）
- 4 油濁損害の賠償の責めに任ずる船舶所有者（法人である船舶所有者の無限責任社員を含む。）は、当該油濁損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が自己の故意により、又は損害発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りではない。（同法第5条）
- 5 被害者は、国際基金条約で定めるところにより、国際基金に対し、賠償を受けることができなかった油濁損害の金額について補償を求めることができる。（同法第22条）

当事者責任

1. 第一次的な賠償責任は船主にある。
2. 船主は油濁損害について不過失の賠償責任を負う（不可抗力等の場合を除く）。
3. 責任を制限できる。
4. 損害が船主自身の故意又は過失によって生じた場合には責任制限できない。

国際基金による補償

1. 条約上、国際基金は被害者が船主から次の理由で十分かつ適正な賠償を得られない場合に補償を行う。
船主に責任がない場合
賠償資金がない場合
責任制限が認められた場合
2. 国際基金の責任限度額
1971年国際基金：6,000万SDR
1992年国際基金：1億3,500万SDR（船主責任限度額との限度額を含めた金額）
（注）SDR：国際通貨基金（IMF）の特別引出権（Special Drawing Right）の略であり、その日の為替相場によりSDRの対円レートは変動する。
また、換算は責任限度額を裁判所に供託する前日のレートとなる。

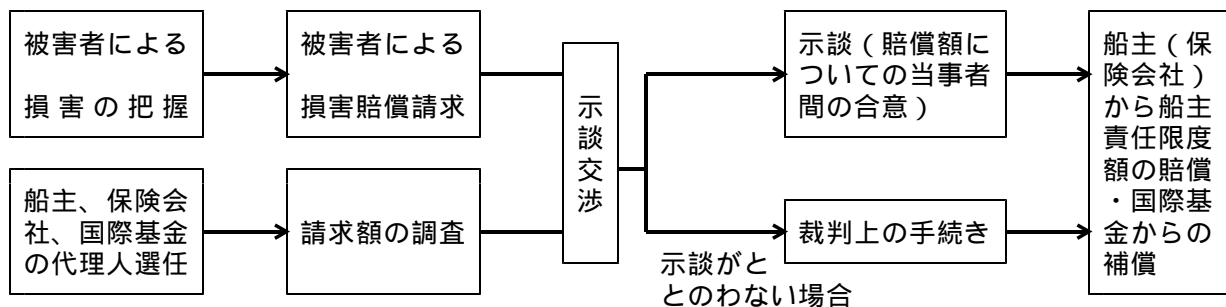
国際油濁補償基金が補償する損害等の範囲

1. 一般基準
以下の基準はあくまでも原則であって、ある損害や費用について補償が認められるかどうかは、当事者間の交渉で決まるものであり、決まらない場合には最終的に国内の裁判所が決定する。
費用・損失は実際に発生したもの
費用は適切な範囲
油の汚染と損害・費用との間に相当因果関係があること
金銭的に計算できる損失
証拠により証明できるもの
2. 主な例
油の防除、清掃費用
・人件費
・資機材の費用（残存価格は除く）
・防除等の措置は効果的なものに限る（費用と効果との関係が適切なもの）
調査・研究費
・油流出の対応策、損害の程度を調べるためのもの
漁業被害、旅館・ホテルの損害等
・収入の減少（漁ができなかったための収入減、ホテル・レストランの客の減少）
過去の数年間の収入実績を参考として収入減を補償
・収入減を防止するための費用（風評被害を防止するためのキャンペーン費用）
請求の提出のための顧問料
・弁護士費用等（妥当な範囲に限る）
環境復元費用
・適切な費用は認められるが、過去認められた事例はない

請求権の消滅

船主及び国際油濁補償基金に対する損害賠償及び補償の請求権は、油濁損害が生じた日から3年以内に裁判上の請求がされないとき、または、油濁損害の原因となった最初の事実が生じた日（事故発生日）から6年以内に裁判上の請求がなされないときは消滅する。

賠償等の手続の流れ



10 海上災害対策計画専門委員会委員名簿

(委員長 副委員長)

氏 名	役 職
岡 市 友 利	元香川大学長
国 司 彰 男	海上保安大学校名誉教授
黒 田 勝 彦	神戸大学工学部教授
藤 原 建 紀	京都大学農学部研究科助教授
小 野 昭 生	第五管区海上保安本部長
兼 友 祥 郎	舞鶴海上保安部長

11 県地域防災計画の沿革（阪神・淡路大震災後）

平成8年3月 地震災害対策計画・風水害等対策計画修正

平成10年7月 地震災害対策計画・風水害等対策計画修正
海上災害対策計画作成

平成13年3月 地震災害対策計画・風水害等対策計画修正
原子力等防災計画作成

平成14年3月 大規模事故災害対策計画作成

兵庫県地域防災計画（海上災害対策計画）

索引

[あ]		付に関する法律	16	赤十字血液センター	68
油回収班	85	警備業協会	44,72	石油コンビナート等災害防止法	1
油保管施設	9,10	係留施設	9,10	石油事業者団体	27
油防除資機材	2,8,27,28,29,76,80	ケミカル類	12,13	石油類	9,12
アドバイザー会議	28,86	健康相談チーム	79	船員法	15
[い]		県消防防災ヘリコプター	39,69,74,75	専門家	13,22,27,28,71,86
医療救護体制	25	県水難救済会	5,6,67	専門的な知識	22,79
[え]		県立香住漁業無線局	34,45	[そ]	
液化ガス	12,14	現地対策本部	52,53,67	組織の設置	6,50,81
LNG	14	原油	9,10,13,17,79	損傷	1,12,15
LPG	14	[こ]		[た]	
A重油	12	航空監視	33,77	田辺海上保安部	45
[お]		厚生労働省	43,68	タンカー火災	38,39
大阪湾流出油災害対策協議会	20,35	交通監視カメラ	72	第五管区海上保安本部	5,15,21,34,45,64
大阪湾海上交通センター	45	高度情報処理機器	21	第八管区海上保安本部	5,15,34,45,64
汚染魚介類の流通防止	80	神戸運輸監理部	5,23,32,42,45,72	ダイヤモンドグレース号	79
[か]		神戸運輸監理部	5,23,32,42,45,72	[ち]	
海岸生態系モニタリング調査	86	神戸海洋気象台	5,23,84	地上画像装置 (Ku-SAT)	21
回収作業従事者	79,80	港湾管理者	19,23,28	地方公共団体	19,59
海上交通	3,5,9,22,23,31,39,45	港湾法	2,19	長期モニタリング調査	86
海上災害警戒地方本部	48,50,55	国土交通省	17,19	[つ]	
海上災害警戒本部	33,46,50,54	こころのケア	71	通信手段	4,22,23,37,44
海上災害現地対策本部	52,53	小松島海上保安部	45,64	[て]	
海上災害対策地方本部	48,49,50,51,52,53,57	孤立防止用衛星無線	37	鉄道等輸送機関	8
海上災害対策本部	32,33,34,46,47,48,50,51,52,53,56,63,72,74,82	[さ]		デジタルカメラ	21
海上災害防止センター	8,14,15,19,22,27,28,31,33,76,77,78	災害拠点病院	25,43,68	[と]	
海上災害防止思想	30	災害義援金	87	特定油	17,19
海上自衛隊	6,62,64	災害時における交通誘導警備業務等に関する協定	72	動員	34,46,47,48,49,50,51
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律	16	災害の範囲	1	道路輸送機関	8
海上保安庁	2,8,11,16,17,18,19,28,31,33	災害プレスセンター	82	[に]	
海鳥等動物救護	28	災害ボランティア	79	西日本電信電話	7
海難	1,2,9,10,12,14,15,16,23,31,32,51,54,64,67,69,71,85	作業計画	33,77,80	西日本旅客鉄道	7
回復宣言	85	サブスタンダード船	23	二次災害	5,13,27,31,76,84
海上保安庁法	16,19	[し]		日本海事検定協会	27
海防法	13,16,17,18,19,28,77	指定公共機関	1,4,7,21,30,34,35,36,46,49,53,72,83	日本赤十字社	7,32,43,45,67,68,78,79
海洋汚染	1,10,13,19,85,86	指定地方行政機関	1,4,21,46,49,53,58,60,83	日本通運	7
環境対策	6,86	指定地方公共機関	1,4,8,21,30,34,35,49,53,72,83	日本放送協会	7
環境対策チーム	86	社会福祉協議会	78,79,83	日本郵政公社	21
環境調査	28	消火活動	2,5,15,25,31,32,60,65,69,70,76	乳化	13
感染症	65	消火機材	28	[は]	
管理港湾	28	消防相互応援協定	59,69,70	廃棄物処理基準	78
ガソリン	13	消防相互応援体制	20	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	18,78
[き]		消防組織法	59,69	排出油防除計画	2,11
救援物資	5,7,26,31,32,65,72,79	消防団	77,78	配備	46,47,48,49,52,72
救護所	79	消防艇	25,69	播磨灘流出油災害対策協議会	20,35
救護班	32,67,68	消防用設備・資機材	25	5	
救助・救急活動	2,31,32,67,68,76	初動体制	21,34	バイオレメディエーション	86
救助・救急用資機材	25	C重油	13	[ひ]	
近畿管区警察局	4	自衛隊	1,4,6,21,32,33,37,39,42,43,60,61,62,63,64,65,66,72,75,78	被災港湾施設	4
近畿経済産業局	4	自衛隊法	61	被災電気通信設備	7
近畿厚生局	4,43	自衛隊法施行令	61	非常災害対策本部	67
近畿総合通信局	4,23	自衛隊法施行令	61	避難勧告	69,76
近畿地方整備局	4,19,21,23,45	自主防災組織	49,77	避難誘導	6,27,77
近畿農政局	4	重油等	1,2,3,6,12,15,16,19,21,22,27,28,31,33,34,35,51,54,65,76,77,78,80,81,84,85,86	兵庫衛星通信ネットワーク	37
緊急交通路	6,72	重油等回収手順マニュアル	27	兵庫エフエムラジオ	8,42,83
緊急輸送活動	2,6,26,32,72	重油等回収方針	77,80	兵庫県医師会	8
緊急輸送用車両	26	巡視船	21,34,69,76	兵庫県	1,3,6,7,8,9,10,27,31,32,43,45,50,51,52,53,56,59,67,68,75,77,78,79,82
近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定	20,35	情報収集・伝達システム	22	兵庫県医薬品卸協同組合	68
義援金	87	助言チーム	77	兵庫県漁業協同組合連合会	27,77
漁港管理者	19	[す]		兵庫県災害救援専門ボランティア	78
漁港漁場整備法	19	水難救護法	16	兵庫県水難救済会	67
[け]		水路図誌	23	兵庫県石油コンビナート等防災計画	3,31
警察官の職務に協力した者の災害給		[せ]			

兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱	75
兵庫県薬事協会	68
ひょうご防災カレッジ	22
漂着状況マップ	77
P T S D	71
[ふ]	
風評被害	85
フェニックス防災システム	21, 22, 38, 40, 44, 60
福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会	20, 35
[へ]	
ヘリコプターテレビシステム	21
ヘリコプター	21, 25, 26, 39, 59, 69, 72, 73, 74, 75, 77
[ほ]	
訪船指導	30
放送機関	8
補償	22, 66, 78, 85
防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令	65
防災関係機関	1, 2, 3, 4, 6, 15, 20, 25, 28, 30, 31, 34, 35, 36, 45, 46, 50, 51, 52, 53, 58, 61, 64, 67, 68, 72, 81, 82, 83
防災業務計画	2, 53
防災訓練	6, 8, 30
募集委員会	87
ボランティア	1, 15, 33, 42, 78, 79, 80, 81, 83
ボランティア保険	79
ボートステートコントロール	5, 23
[ま]	
マニュアル	27
[や]	
野鳥の会	28, 86
[ゆ]	
油濁防止緊急手引書	28
[り]	
陸上監視	77
陸上自衛隊	6, 62, 64, 78
流出油災害対策協議会	5, 20, 33, 35
臨時被害相談所	85
[れ]	
連絡協議会	34
[ろ]	
ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」	1, 15, 18, 66, 78, 79
[K]	
K D D I	7
[その他]	
国土交通省設置法	19
原油回収作業に伴う健康上の注意事項等について	79
県獣医師会	28, 86
医療活動	2, 25, 31, 32, 67
捜索活動	2, 25, 32, 67
相談窓口	71, 81, 83, 85
但馬沿岸流出油災害対策協議会	20, 35